

第3期
邑楽町子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

【素案】

令和7年 月
邑 楽 町



～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画の趣旨.....	3
第2節 計画の位置づけ.....	4
第3節 計画の期間.....	5
第4節 計画の策定体制.....	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....	7
第1節 人口と世帯の状況.....	9
第2節 婚姻・出産等の状況.....	12
第3節 就業の状況.....	15
第4節 教育・保育施設の状況.....	17
第5節 アンケート調査結果について.....	25
第3章 計画の基本的な考え方.....	41
第1節 基本理念.....	43
第2節 基本的視点.....	44
第2節 基本目標.....	46
第3節 施策の体系.....	48
第4章 幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制.....	49
第1節 子ども・子育て支援事業の基本的な考え方.....	51
第2節 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	54
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	58
第4節 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって.....	76





第5章 子ども・子育て支援施策の展開..... 79

基本目標1	地域における子育ての支援.....	81
基本目標2	保護者並びに乳幼児などの心身の健康の確保及び推進.....	85
基本目標3	要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進.....	88
基本目標4	子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備.....	90
基本目標5	職業生活と家庭生活との両立の推進.....	92
基本目標6	子どもの安全の確保.....	93
基本目標7	子育てを支援する生活環境の整備.....	94

第6章 計画の推進体制と進捗管理..... 95

第1節	計画の推進体制.....	97
第2節	計画の周知及び広報.....	97
第3節	計画の進捗管理と点検・評価.....	97



第1節 計画の趣旨

わが国では、核家族化が進行や、各個人の価値観や生活リズムなどの多様化が進んでおり、身近な地域のつながりなどが希薄化しています。祖父母やご近所など身近な人からの子育ての支援を得にくい状況となる中、就労する既婚女性の割合は増加を続けており、子育てを社会が支援することの必要性和重要性は、これまで以上に高まっています。

このような状況の中で、少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実を図るため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

令和5年4月には「こども基本法」が施行、同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、ライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援していくことを方針に掲げ施策に取り組んでいくこととされています。

本町では、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、質の高い幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「子ども・子育て支援事業計画」として、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期 邑楽町子ども・子育て支援事業計画」（以下、第2期計画）を策定し、教育・保育施設の整備や地域子ども・子育て支援事業の実施などを計画的に進めてきました。

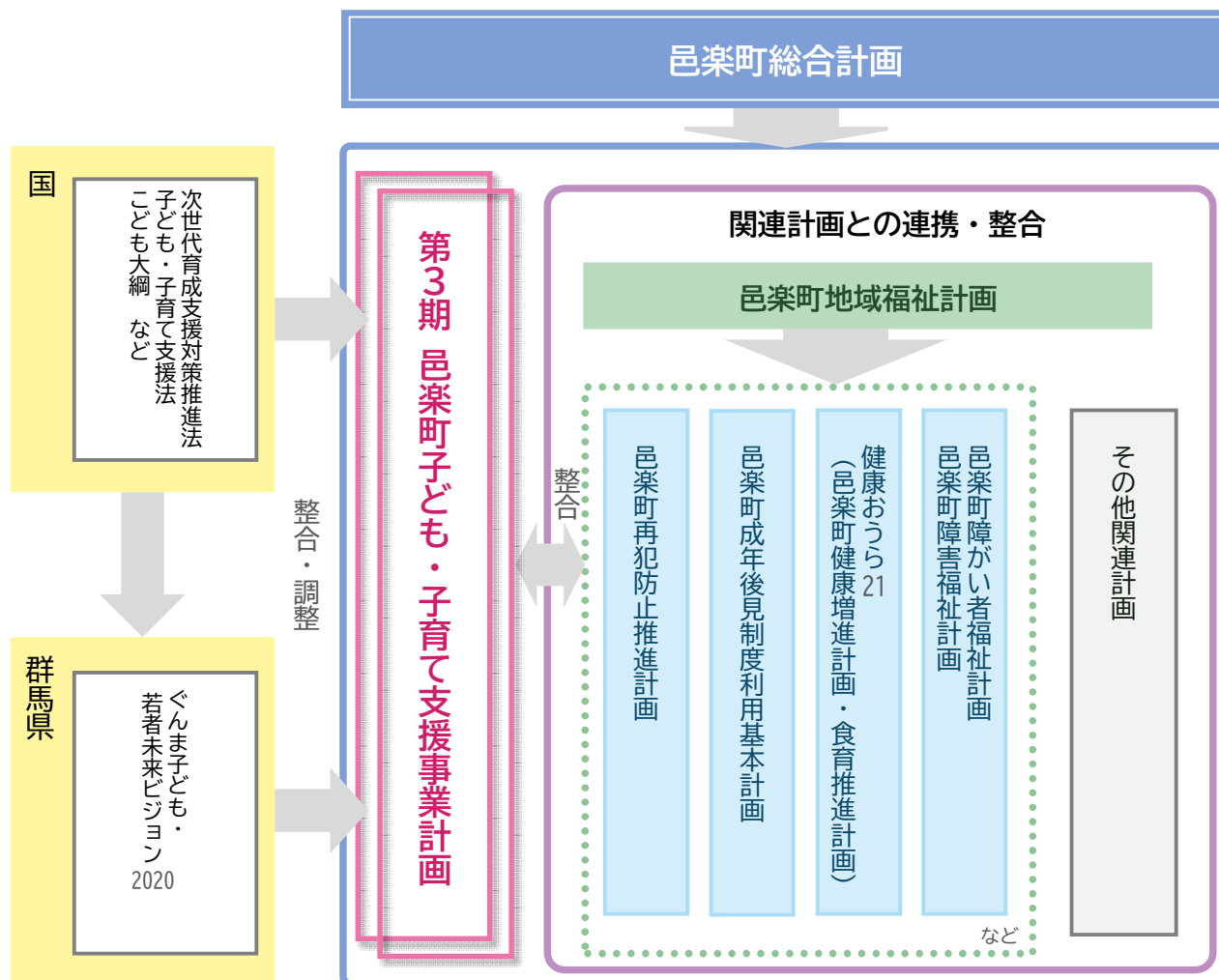
本計画である「第3期 邑楽町子ども・子育て支援事業計画」（以下、第3期計画）は、第2期計画が令和6年度に最終年度を迎えることに伴い、邑楽町のこどもたちが幸せに成長し、暮らしていくための子ども・子育て支援の環境を整備し、より効果的な施策を展開するために、施策を体系的にとりまとめ、さらなる子育て環境の充実を図るため策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

本町における次に掲げる計画とも整合性を図りながら策定をします。

■ 計画の位置づけ



第3節 計画の期間

計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2030年度）までの5年間とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

■ 計画の期間

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
子ども・子育て 支援事業計画	計画 策定	第2期 邑楽町子ども・子育て支援事業計画									
						計画 策定	第3期 邑楽町子ども・子育て支援事業計画				

第4節 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第77条に規定する邑楽町子ども・子育て会議を中心とした審議、保護者などへのニーズ調査等を基に子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ、策定しました。

1 邑楽町子ども・子育て会議の実施

子ども・子育て支援法第77条に基づく機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成し、計画の内容等を審議しました。

2 アンケート調査の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的として、令和6年3月6日（水）から3月27日（水）までの期間に、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

3 パブリックコメントの実施

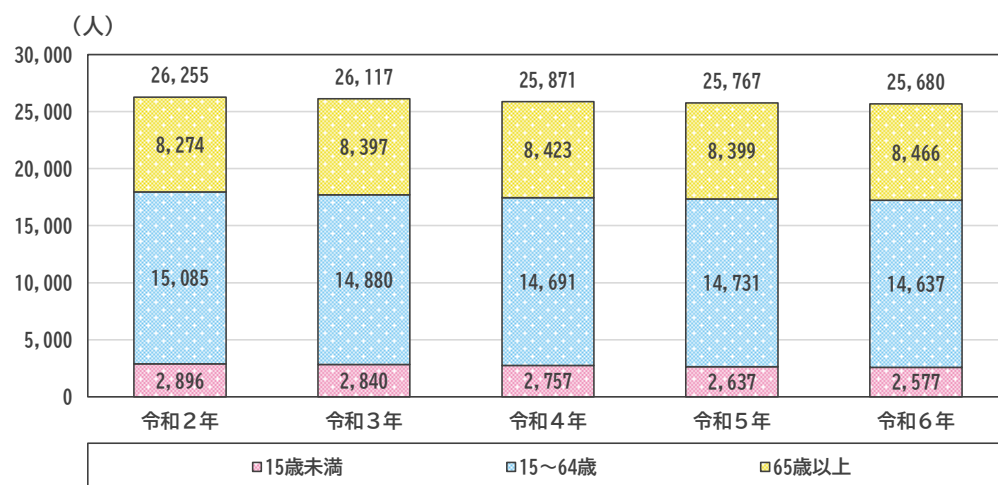
本計画書「第3期 邑楽町子ども・子育て支援事業計画（素案）」の内容に関して、ホームページ等にて公表し、意見を収集しました。

第1節 人口と世帯の状況

1 総人口及び年齢3区分人口

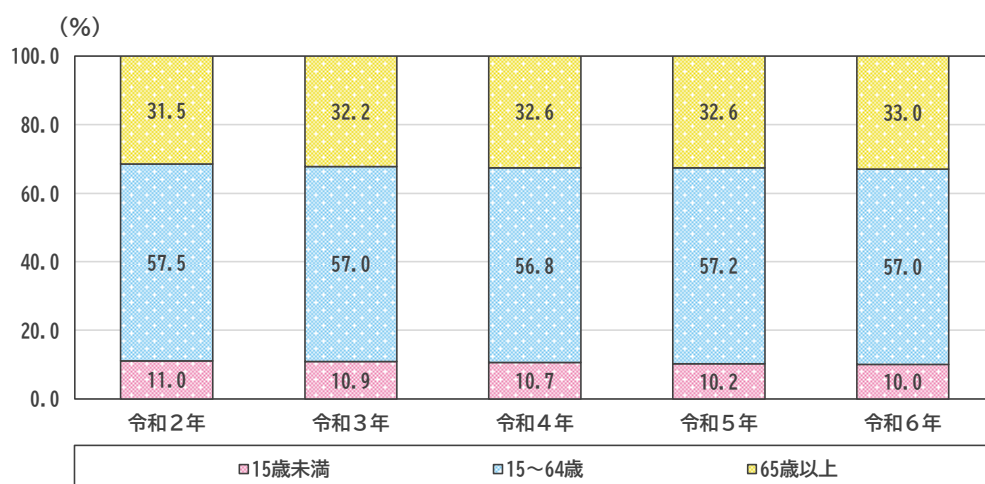
本町の人口は、令和6年4月1日現在、25,680人となっています。令和2年からの5年間の推移をみると、年々減少しており、5年間で575人の減少となっています。年齢3区分でみると、65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、15～64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口が減少しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

■ 総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 年齢3区分人口構成比の推移

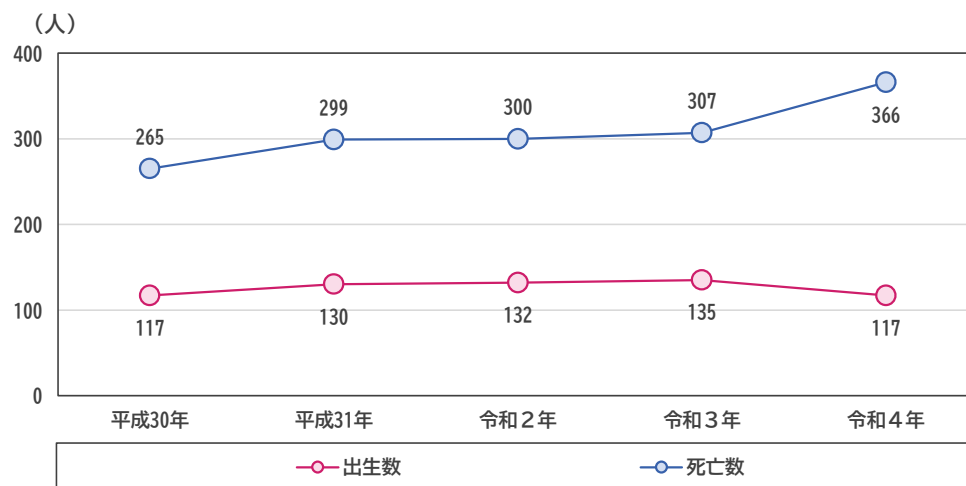


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 自然動態

本町の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向にあります。

■ 出生数及び死亡数の推移

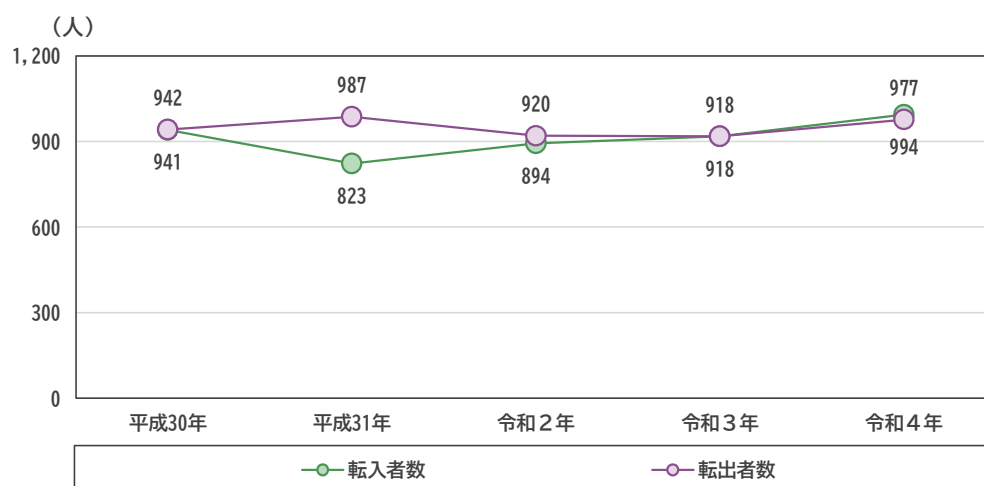


資料：群馬県人口動態調査

3 社会動態

本町の転入者数及び転出者数の推移をみると、平成30年から令和2年にかけて、転出者数が転入者数を上回っていましたが、令和4年では転入者数が転出者数を上回っています。

■ 転入者数及び転出者数の推移

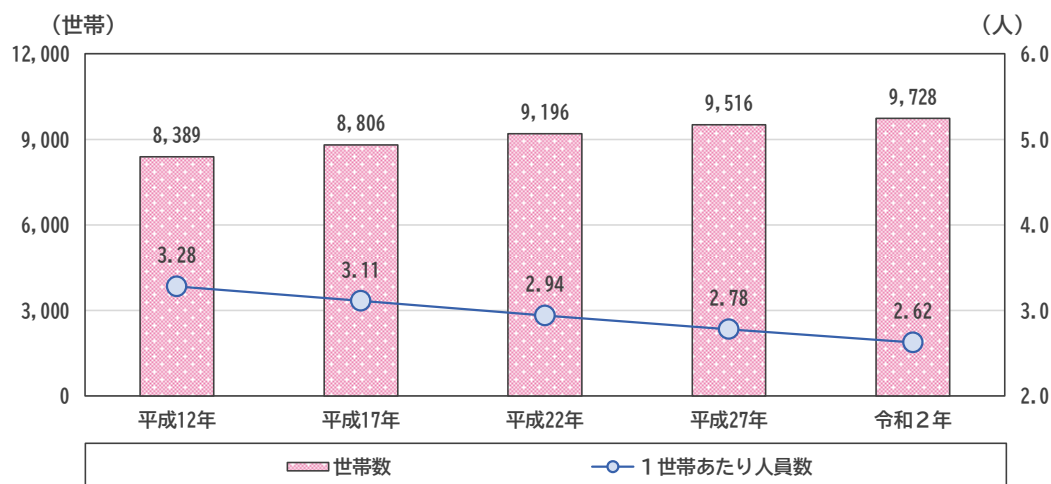


資料：群馬県移動人口調査

4 世帯数

本町の世帯数は、年々増加しており、令和2年には9,728世帯となっています。一方、1世帯あたり人員数は年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

■ 世帯数と1世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査

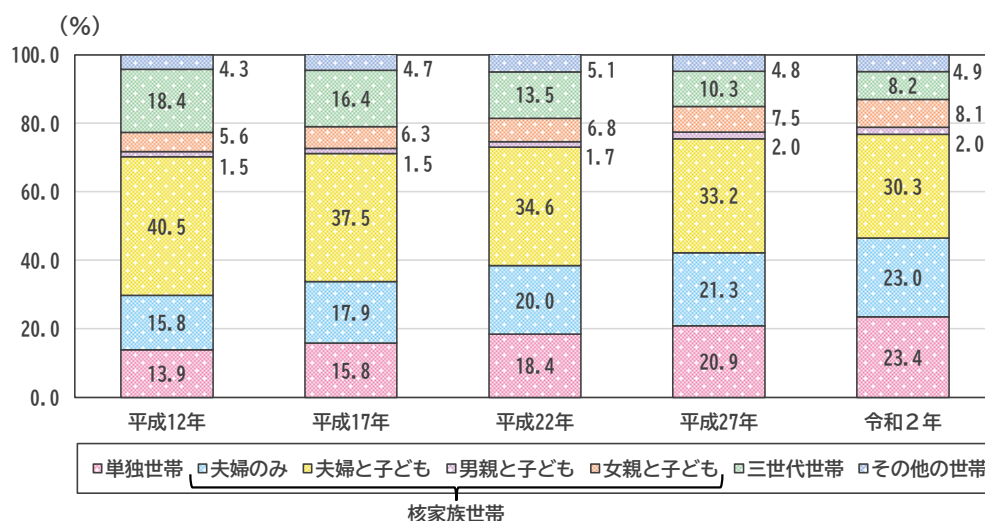
5 世帯類型

本町の世帯類型をみると、単独世帯が年々増加しており、令和2年には23.4%となっています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもの世帯が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親と子どもの世帯が増加しています。

三世代世帯は年々減少しており、令和2年には8.2%となっています。

■ 世帯類型による世帯数の推移



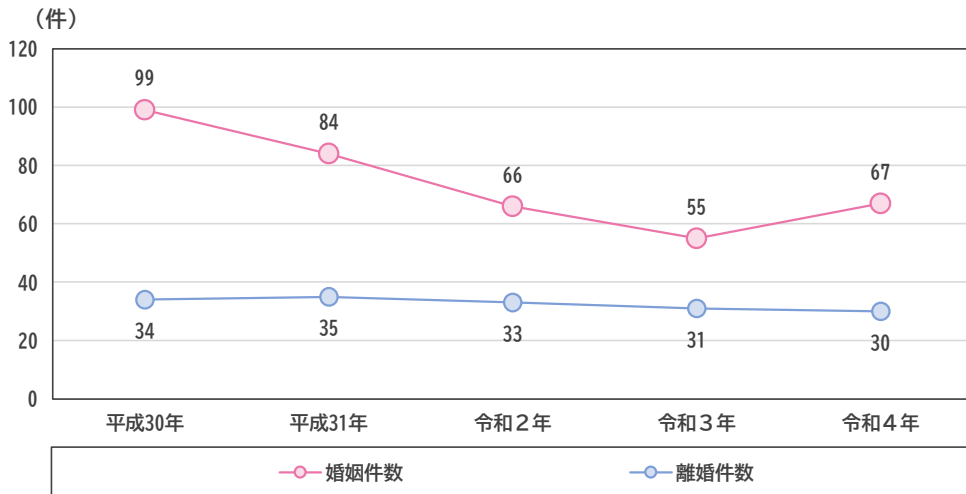
資料：国勢調査

第2節 婚姻・出産等の状況

1 婚姻・離婚

本町の婚姻件数は平成30年以降、減少傾向にありましたが、令和4年では令和3年に比べ12件増加し67件となっています。また、離婚件数は平成30年以降、横ばいで推移し、令和4年では30件となっています。

■ 婚姻件数・離婚件数の推移

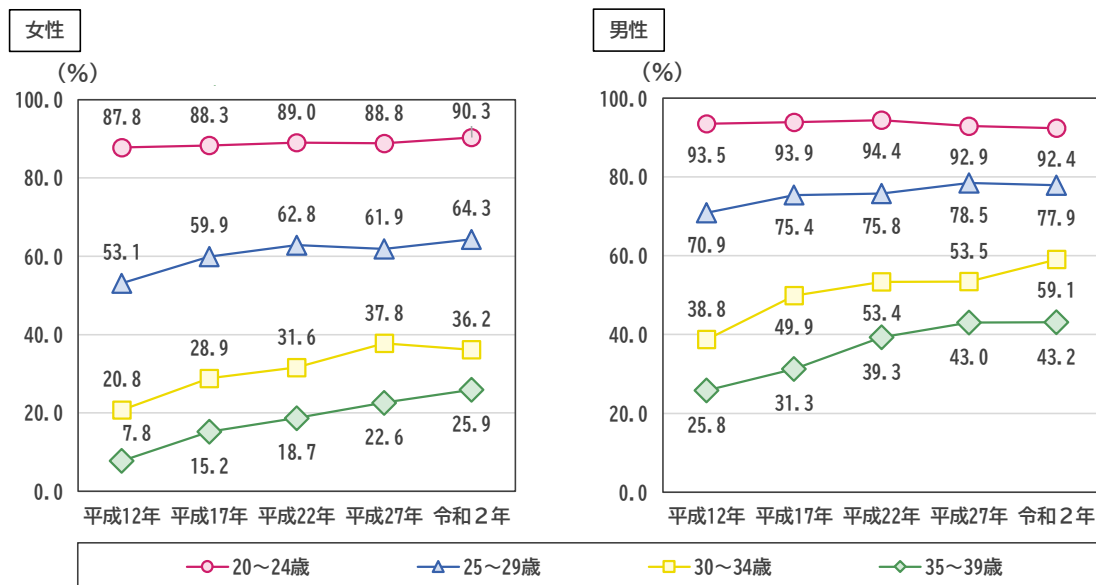


資料：群馬県人口動態調査

2 未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。男性、女性ともに、30歳代の未婚率の上昇が大きく、20年間で30～34歳では女性が15.4ポイント、男性が20.3ポイント上昇しています。35～39歳では女性が18.1ポイント、男性が17.4ポイント上昇しています。

■ 未婚率の推移

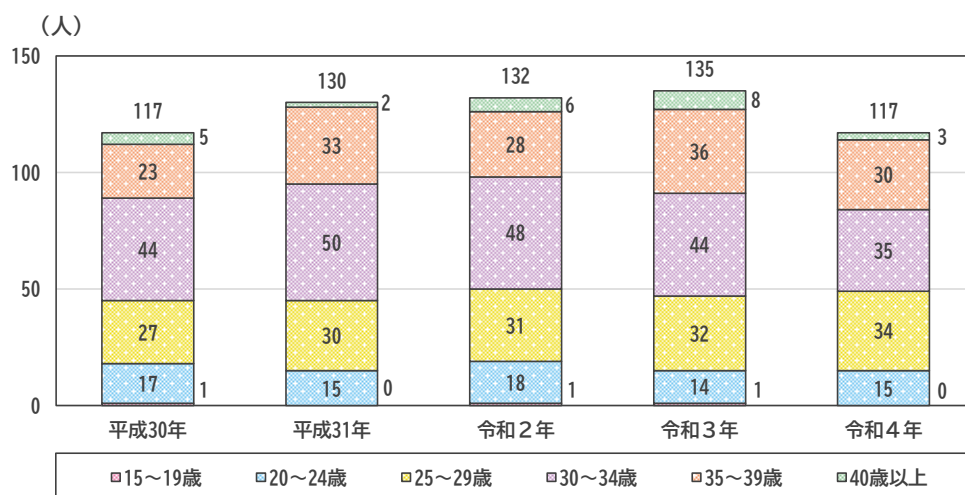


資料：国勢調査

3 母親の年齢別出生数

本町の出生数は、増加傾向にありましたが、令和4年では令和3年に比べ18人減少し117人となっています。

■ 母親の年齢別出生数の推移

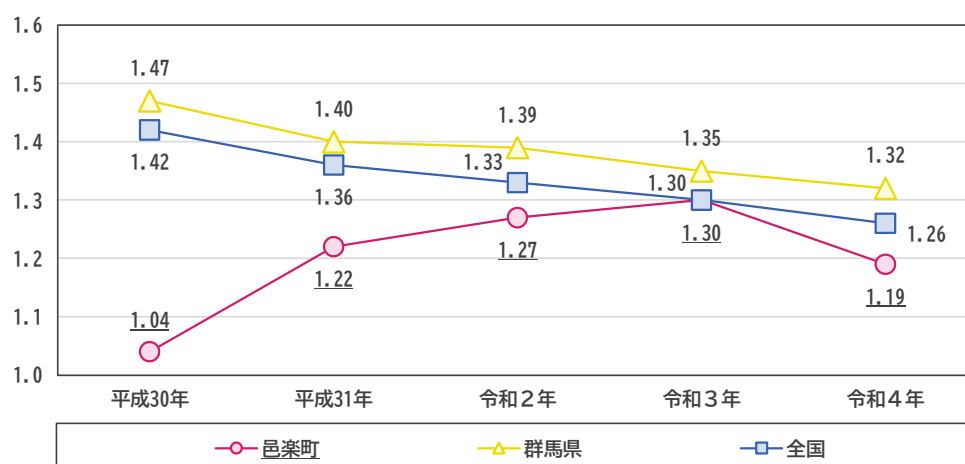


資料：群馬県人口動態調査

4 合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子の平均数の移り変わりを表したものです。本町の合計特殊出生率は、令和4年で1.19となっており、全国及び群馬県の数値を下回っています。

■ 合計特殊出生率の推移



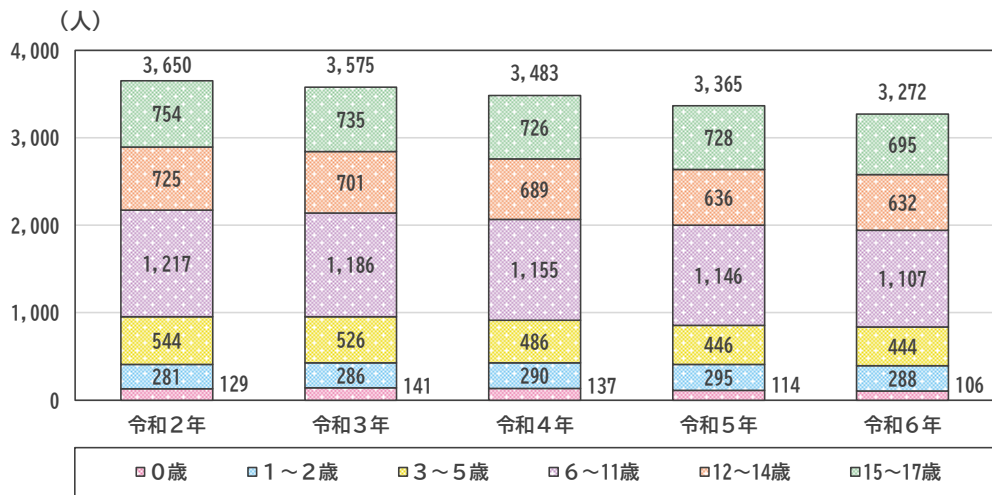
資料：群馬県人口動態調査

5 児童数

本町の18歳未満の児童数は、令和6年4月1日現在で3,272人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は838人、6～11歳の小学生児童数は1,107人、12～14歳の中学生児童数は632人、15～17歳の児童数は695人となっています。令和2年から令和6年までの5年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

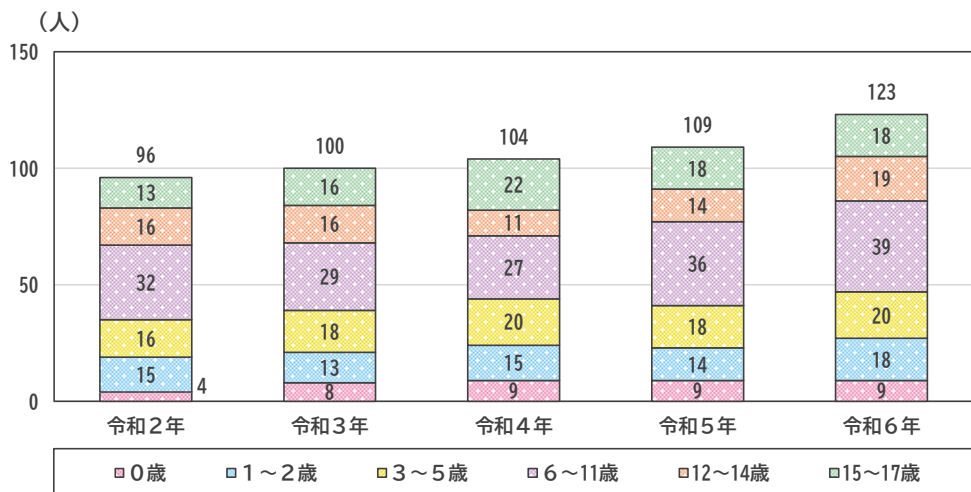
また、外国籍の児童数は、増加傾向にあり、令和6年では123人となっています。

■ 児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 外国籍の児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

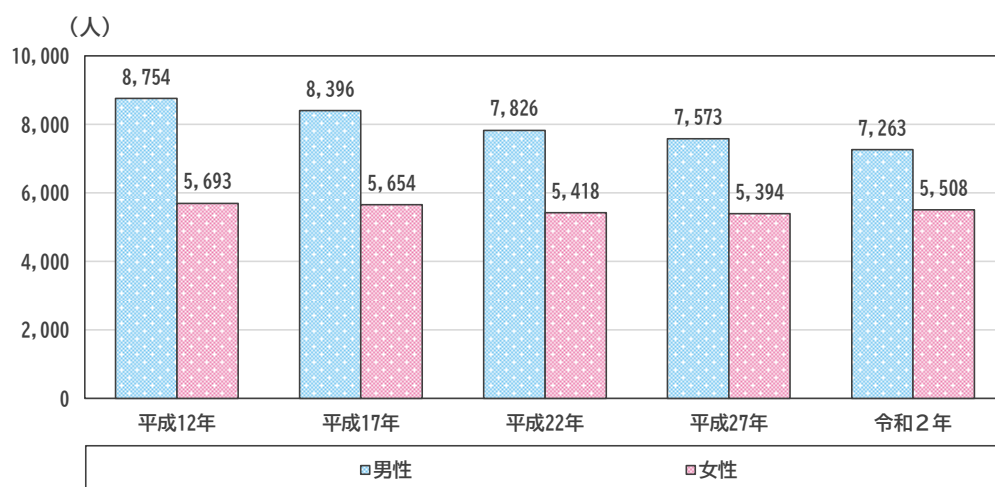
第3節 就業の状況

1 就業者数

本町の就業者数をみると、男性は減少傾向にあり、令和2年では7,263人となっています。女性も減少傾向にありましたが、令和2年では5,508人となっており、平成27年と比べ114人増加しています。

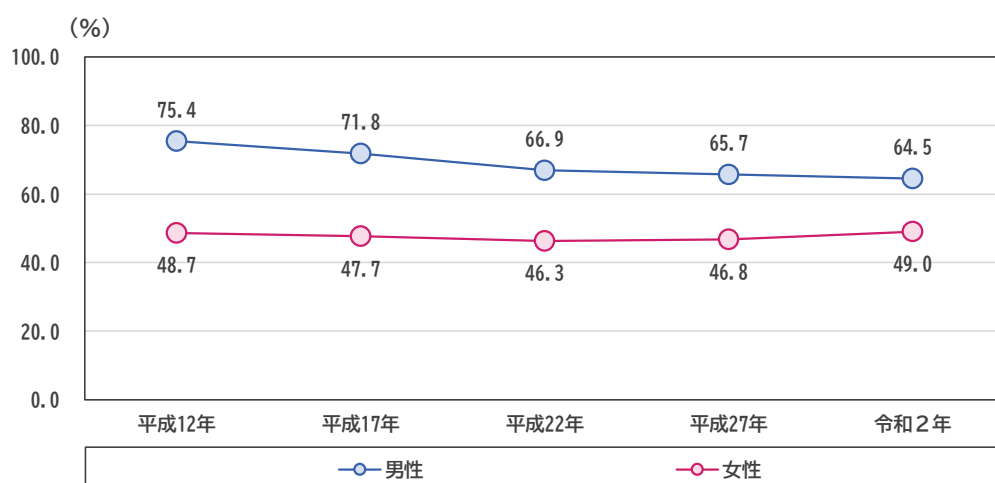
就業率をみると、男性は年々低下していますが、女性は平成22年から令和2年にかけて上昇し、令和2年では49.0%となっています。

■ 就業者数の推移



資料：国勢調査

■ 就業率の推移



資料：国勢調査

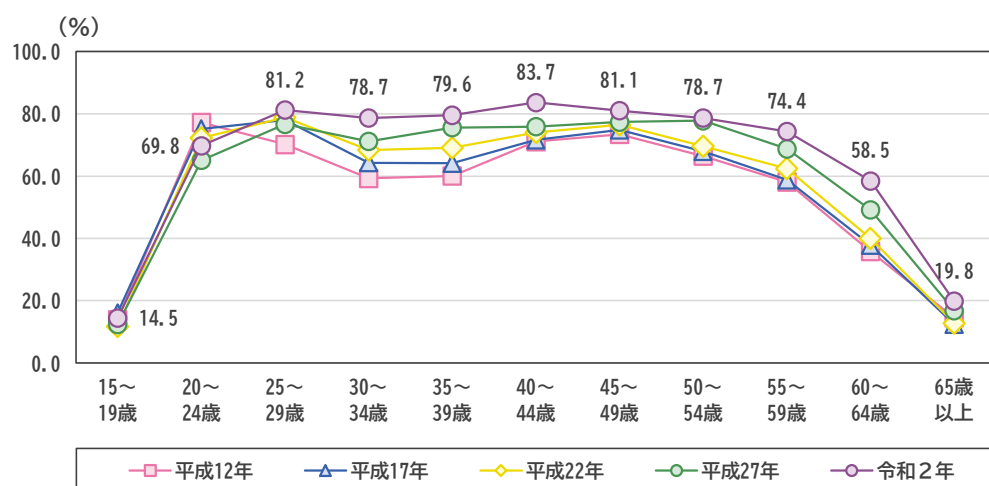
2 年齢別労働力率

年齢別の労働力率は男性が低下傾向にある中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示しています。

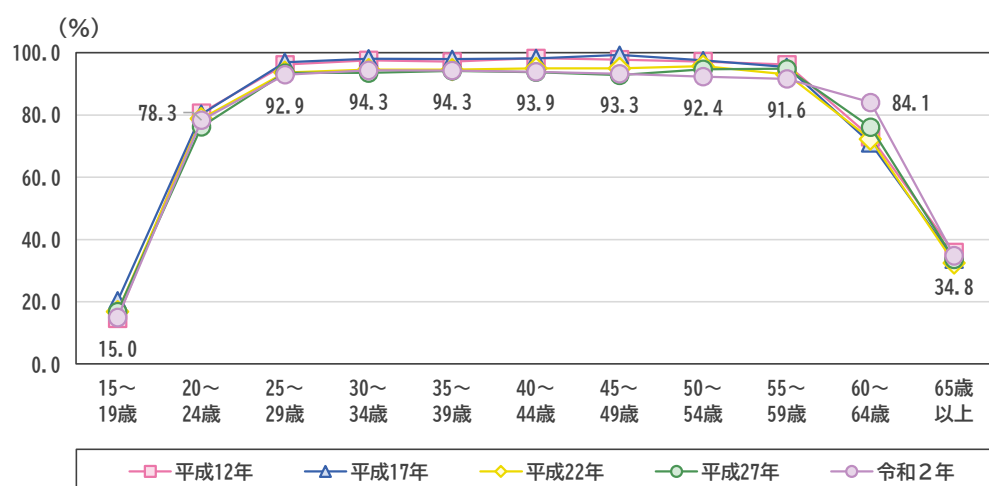
30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、その差は年々小さくなっています。

■ 女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

■ 男性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

第4節 教育・保育施設の状況

1 幼稚園

本町には、公立幼稚園が2園設置されています。

令和6年5月1日現在の入園児童数は88人となっています。

■ 幼稚園の概要と利用状況

単位：人

名称	公立・私立	定員	入園児数	入園率 (%)	利用者数内訳		
					3歳	4歳	5歳
中野幼稚園	公立	270	53	19.6	14	17	22
長柄幼稚園	公立	180	35	19.4	9	9	17
合計	—	450	88	19.6	23	26	39

資料：学校教育課（令和6年5月1日現在）

■ 年度別入園児数

単位：人

名称	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
中野幼稚園	83	60	54	55	53
長柄幼稚園	51	42	35	36	35
合計	134	102	89	91	88

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

2 保育園

本町には、公立保育園2園、私立保育園1園の計3園が設置されています。

令和6年度の入園児童数は●人となっています。

■ 保育園の概要と利用状況

単位：人

名称	公立・私立	開所年	対象年齢	定員	保育時間 (延長保育含む)
中央保育園	公立	昭和46年	0歳から	120	7:30~18:30
南保育園	公立	昭和48年	0歳から	120	7:30~18:30
風の子保育園	私立	昭和54年	0歳から	100	7:30~19:00
合計	—	—	—	340	—

資料：子ども支援課（令和6年4月1日現在）

■ 年度別入園児数

単位：人

名称	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
中央保育園	117	128	129	123	
南保育園	134	142	141	134	
風の子保育園	108	118	119	119	
合計	359	388	389	376	

資料：子ども支援課（各年3月1日現在）

3 認定こども園

本町には、公立の認定こども園1園が設置されています。

令和6年5月1日現在の入園児童数は165人となっています。

■ 認定こども園の概要と利用状況

単位：人

名称	公立・私立	開所年	対象年齢	定員	保育時間 (延長保育含む)
おうらこども園 (教育利用)	公立	平成30年	3歳から	60	9:00～14:00 (14:00～17:00)
おうらこども園 (保育利用)	公立	平成30年	0歳から	150	7:30～18:30
合計	—	—	—	210	—

資料：子ども支援課（令和6年5月1日現在）

■ 年度別入園児数

単位：人

名称	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
おうらこども園 (教育利用)	41	29	25	16	11
おうらこども園 (保育利用)	138	151	147	132	154
合計	179	180	172	148	165

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

● 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施期間における保育定員の動向

第2期子ども・子育て支援事業計画が策定される前の平成31年と比較すると保育定員は、480人から490人と、10人増加している状況です。

○令和3年度に、風の子保育園の定員を90人から100人にしました。

【平成30年度以前の状況】

○平成28年度に、園舎の改築に伴い、北保育園の定員を90人から100人にしました。あわせて、中央保育園の定員も90人から100人にしました。

○平成29年度に、中央保育園の子育て支援拠点事業、南保育園の一時預かり事業、北保育園の多目的ホールを廃止し、それぞれの事業実施場所を保育室とすることで、定員を100人から120人にして、定員増を図りました。

○平成30年度に、北保育園と高島幼稚園が合併し、認定こども園「おうらこども園」が設置されたことに伴い、保育定員についても、従来の北保育園120人からおうらこども園150人（教育利用定員60人、保育利用定員150人、合計21人の定員）となり、保育定員の増加が図られています。

■ 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施期間における保育定員の動向

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
中央保育園	120	120	120	120	120	120
南保育園	120	120	120	120	120	120
おうらこども園	150	150	150	150	150	150
風の子保育園	90	90	100	100	100	100
合計	480	480	490	490	490	490

資料：子ども支援課

4 小学校

本町には、小学校が4校設置されており、児童数は令和6年5月1日現在1,090人となっています。

■ 小学校児童数、学級数の推移

単位：人

名称		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
中野 小学校	児童数	341	337	335	337	333
	学級数	14	14	14	15	15
高島 小学校	児童数	182	191	180	186	181
	学級数	9	9	10	9	9
長柄 小学校	児童数	411	385	355	341	322
	学級数	17	16	14	14	14
中野東 小学校	児童数	262	248	262	256	254
	学級数	12	12	13	12	13
合計	児童数	1,196	1,161	1,132	1,120	1,090
	学級数	52	51	51	50	51

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

■ 学年別児童数・学級数

単位：人・学級

名称		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	内特学	合計
中野 小学校	児童数	49	62	56	48	54	55	9	333
	学級数	2	3	2	2	2	2	2	15
高島 小学校	児童数	21	30	25	44	26	28	7	181
	学級数	1	1	1	2	1	1	2	9
長柄 小学校	児童数	47	43	54	50	67	52	9	322
	学級数	2	2	2	2	2	2	2	14
中野東 小学校	児童数	31	48	45	34	40	45	11	254
	学級数	2	2	2	1	2	2	2	13
合計	児童数	148	183	180	176	187	180	36	1,090
	学級数	7	8	7	7	7	7	8	51

資料：学校教育課（令和6年5月1日現在）

5 中学校

本町には、中学校が2校設置されており、生徒数は令和6年5月1日現在 604 人となっています。

■ 中学校生徒数、学級数の推移

単位：人・学級

名称		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
邑楽 中学校	生徒数	476	445	433	411	412
	学級数	16	16	15	15	14
邑楽南 中学校	生徒数	212	220	223	200	192
	学級数	8	10	10	9	9
合計	生徒数	688	665	656	611	604
	学級数	24	26	25	24	23

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

■ 学年別生徒数・学級数

単位：人・学級

名称		1年生	2年生	3年生	内特学	合計
邑楽 中学校	生徒数	126	138	136	12	412
	学級数	4	4	4	2	14
邑楽南 中学校	生徒数	58	51	73	10	192
	学級数	2	2	3	2	9
合計	生徒数	184	189	209	22	604
	学級数	6	6	7	4	23

資料：学校教育課（令和6年5月1日現在）

6 放課後児童クラブ

本町には、学童保育が6施設あります。

1日平均利用者数は、令和5年において381.4人となっています。

■ 学童保育施設の所在地

名称	所在地
南児童館	邑楽町大字篠塚 1411-8
北児童館	邑楽町大字藤川 371
中央児童館	邑楽町大字中野 3052
東児童館	邑楽町大字中野 5073
学童保育所くらかけ広場※	邑楽町大字篠塚 1277-1
学童保育所いちばんぼし※	邑楽町大字中野 2204-1

資料：子ども支援課

※ 「学童保育所くらかけ広場」「学童保育所いちばんぼし」では、学童保育所が各2施設あります。

■ 利用児童数の推移

単位：人

名称	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
南児童館	16.0	15.2	13.3	8.7	5.6	2.9	61.7
北児童館	10.3	9.9	14.0	5.6	4.2	1.2	45.2
中央児童館	23.4	19.3	10.5	11.2	5.2	4.9	74.5
東児童館	14.1	14.5	7.6	7.3	4.2	1.3	49.0
学童保育所くらかけ広場 第1	4	4	4	9	2	7	30
学童保育所くらかけ広場 第2	5	7	4	9	3	5	33
学童保育所いちばんぼし 第1	0	0	15	11	11	9	46
学童保育所いちばんぼし 第2	21	18	3	0	0	0	42
合計	93.8	87.9	71.4	61.8	35.2	31.3	381.4

資料：子ども支援課（令和5年1日平均利用者数）

■ 利用児童数の推移

単位：人

名称	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
南児童館	50.8	34.9	49.9	53.5	61.7
北児童館	46.1	31.9	40.3	38.5	45.2
中央児童館	73.1	58.9	55.9	59.9	74.5
東児童館	40.0	36.8	41.2	46.7	49.0
学童保育所くらかけ広場 第1	28.0	26.0	37.0	35.0	30.0
学童保育所くらかけ広場 第2	23.0	26.0	35.0	35.0	33.0
学童保育所いちばんぼし 第1	45.0	30.0	41.0	39.0	46.0
学童保育所いちばんぼし 第2	-	19.0	21.0	40.0	42.0
合計	306.0	263.5	321.3	347.6	381.4

資料：子ども支援課（各年1日平均利用者数）

7 母子保健事業の状況

①母子保健事業

母子訪問事業では、妊婦、乳児（内新生児）、幼児を対象に実施しており、実施状況は以下のとおりです。

■ 令和4年・5年度母子訪問事業の状況

単位：人

区分	年度	妊産婦	乳児（新生児）	幼児	合計
初回	令和4年度	105	107（101）	23	235
	令和5年度	101	103（97）	19	223
延べ	令和4年度	122	120（107）	26	268
	令和5年度	116	118（103）	21	255

資料：健康づくり課

②乳幼児健診・相談事業

乳幼児健診・相談事業は、各種健診や相談事業を実施しています。受診率では、健診は95%を超えています。

■ 令和4年・5年度乳幼児健診・相談事業の状況

単位：人

区分	年度	対象者	受診者 （初回・延）	受診率 （％）	健診結果区分			
					異常なし	既医療	要観察	要医療
4か月児 健診	令和4年度	132	127・141	96.2	97	10	15	5
	令和5年度	110	108・124	98.2	83	10	14	1
8か月児 健診	令和4年度	134	132・141	98.5	107	15	9	1
	令和5年度	121	117・131	96.7	91	7	16	3
1歳6か月児 健診	令和4年度	148	146・155	98.6	128	11	5	2
	令和5年度	144	143・146	99.3	105	15	16	7
2歳児 歯科健診	令和4年度	158	142・142	89.9	106	13	22	1
	令和5年度	170	166・166	97.6	133	15	16	2
3歳児 健診	令和4年度	146	140・140	95.9	127	5	1	7
	令和5年度	155	151・151	97.4	117	17	6	11
離乳食 相談	令和4年度	142	86	60.6	86	0	0	0
	令和5年度	114	92	80.7	92	0	0	0
幼児健康 相談	令和4年度	24	21	87.5	4	0	10	7
	令和5年度	26	24	92.3	9	0	12	3
ことばの 相談	令和4年度	17	15	88.2	0	0	7	8
	令和5年度	17	14	82.4	0	0	10	4

資料：健康づくり

8 予防接種の状況

予防接種は、8つ実施しており、対象者、接種率は以下のとおりです。

■ 令和5年度予防接種の接種状況

単位：人

予防接種名	接種回数	対象者	接種者	接種率（％）
ヒブ	1回目	110	104	94.5%
	2回目	113	109	96.5%
	3回目	111	107	96.4%
	追加	128	125	97.7%
小児用肺炎球菌	1回目	110	103	93.6%
	2回目	113	108	95.6%
	3回目	111	104	93.7%
	追加	128	125	97.7%
四種混合	1回目	110	109	99.1%
	2回目	113	117	103.5%
	3回目	111	114	102.7%
	追加	144	132	91.7%
二種混合	2期	202	185	91.6%
BCG	－	121	109	90.1%
麻しん・風しん混合	1期	151	121	80.1%
	2期	151	143	94.7%
水痘	1回目	151	123	81.5%
	2回目	164	122	74.4%
日本脳炎	1期初回・1回目	146	131	89.7%
	1期初回・2回目	146	131	89.7%
	1期追加	146	150	102.7%
	2期	190	194	102.1%

資料：健康づくり課

第5節 アンケート調査結果について

1 調査の目的

第3期邑楽町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、子ども・子育て支援に関するご家庭の実情やニーズ、ご意見等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

2 調査対象者

調査対象	調査対象者数
就学前児童保護者	600 人
小学校就学児童保護者	400 人
総数	1000 人

3 調査方法と調査時期

◆調査方法：就学前児童を持つ保護者を対象に郵送による配付・回収。町内の幼稚園・保育園・認定こども園を通じて回収。

小学1～6年生を対象に郵送による配付、町内の小学校を通じて回収。

◆調査時期：令和6年2月5日（月）～令和6年2月20日（火）

4 回収結果

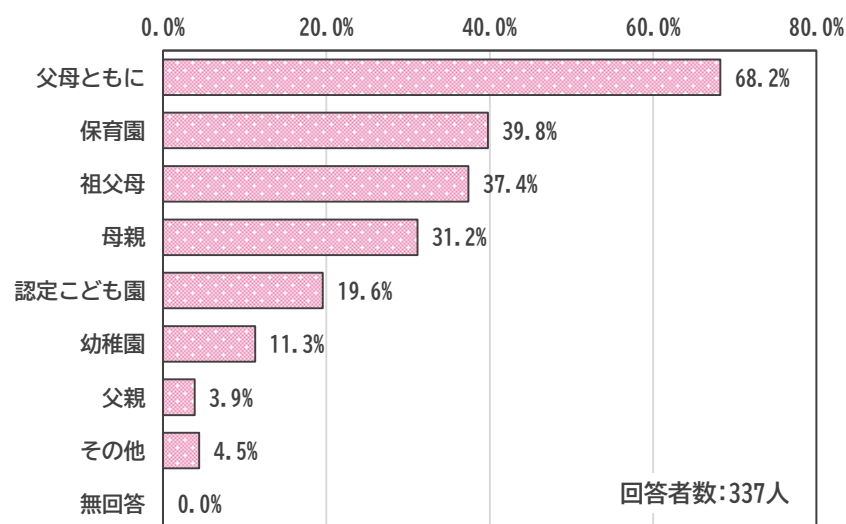
種別	配付数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	600 件	339 件	56.5%	337 件	56.2%
小学校就学児童調査	400 件	238 件	59.5%	236 件	59.0%
総数	1,000 件	577 件	57.7%	573 件	57.3%

5 ニーズ調査結果抜粋

①子育てに日常的に関わっている人・施設

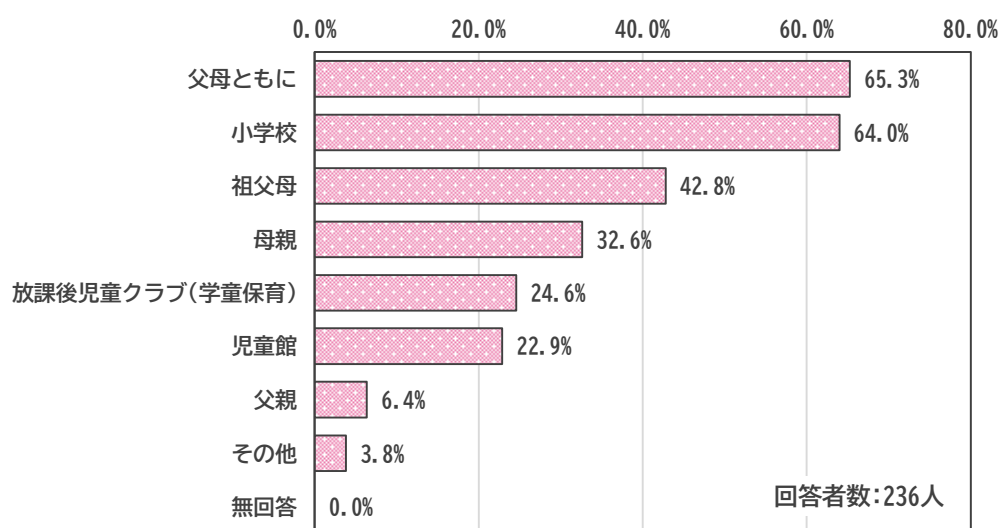
【就学前児童保護者】

子育てに日常的に関わっている人・施設は、「父母ともに」が68.2%で最も多く、次いで「保育園」が39.8%、「祖父母」が37.4%などとなっています。



【小学校就学児童保護者】

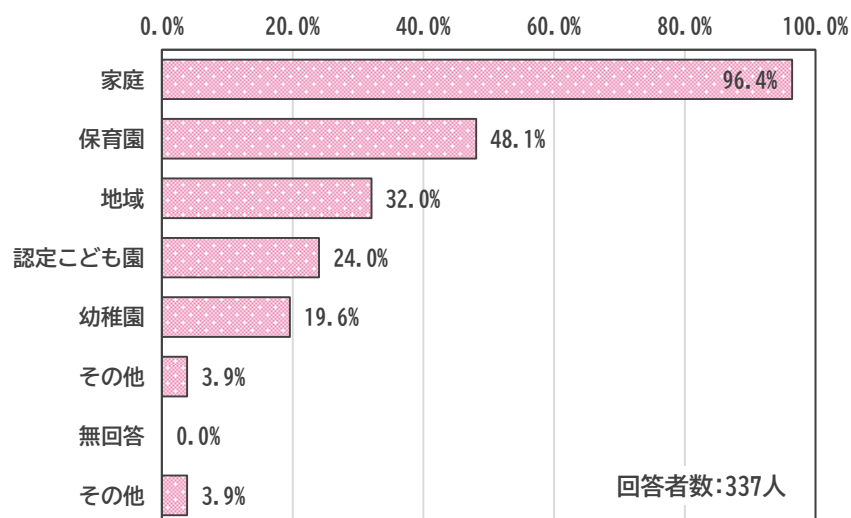
子育てに日常的に関わっている人・施設は、「父母ともに」が65.3%で最も多く、次いで「小学校」が64.0%、「母親」が32.6%などとなっています。



②子育てに影響する環境

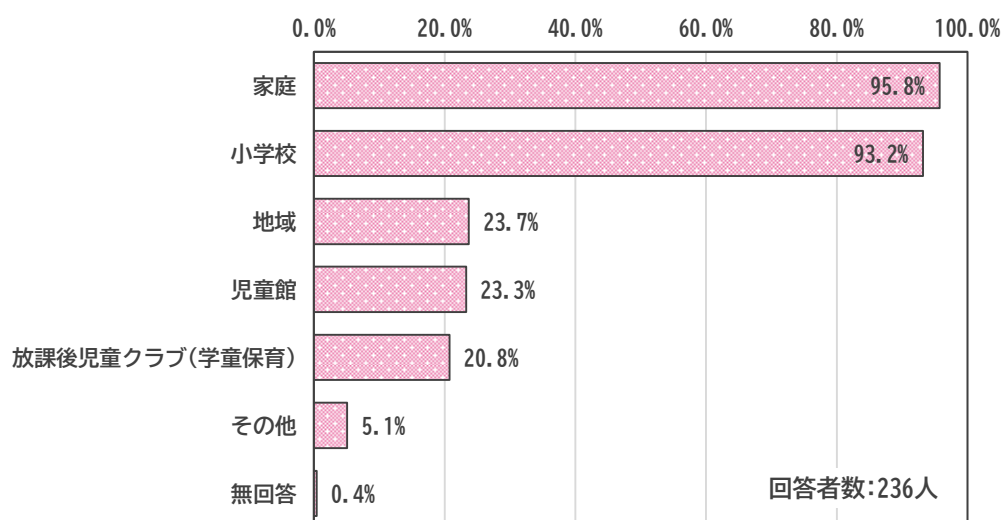
【就学前児童保護者】

子育てに影響すると思われる環境は、「家庭」が96.4%で最も多く、次いで「保育園」が48.1%、「地域」が32.0%などとなっています。



【小学校就学児童保護者】

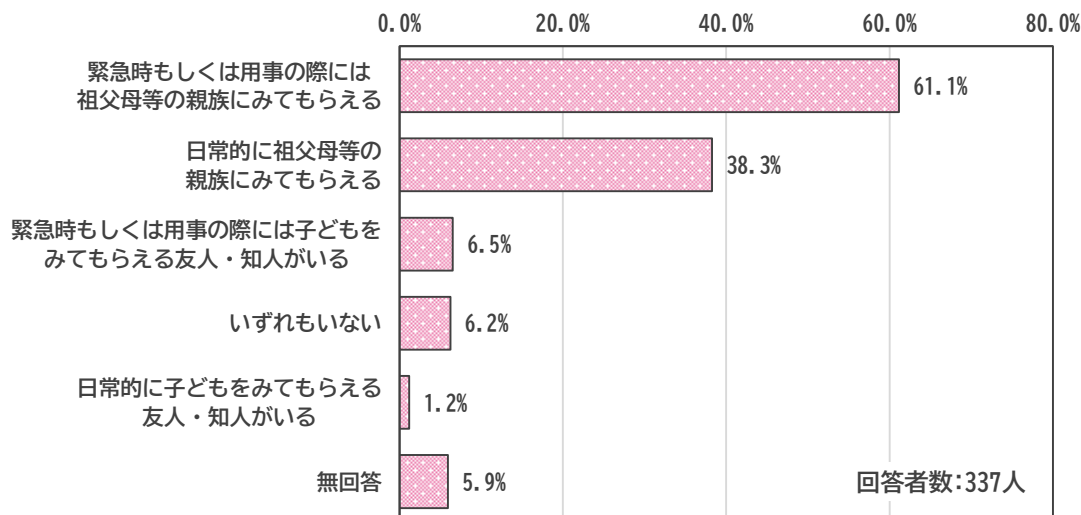
子育てに影響すると思われる環境は、「家庭」が95.8%で最も多く、次いで「小学校」が93.2%、「地域」が23.7%などとなっています。



③子どもをみてもらえる親族・知人の有無

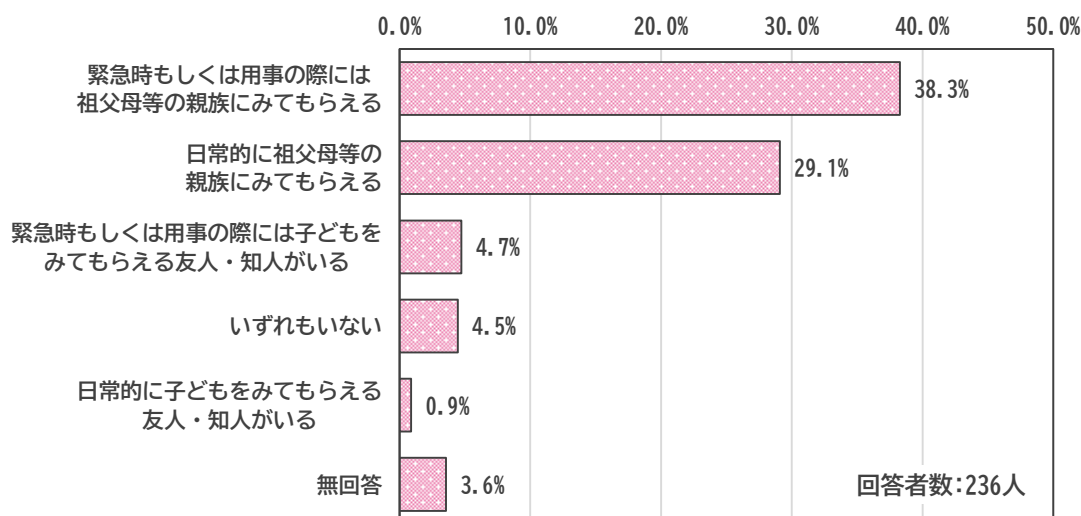
【就学前児童保護者】

子どもをみてもらえる親族・友人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が61.1%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が38.3%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が6.5%などとなっています。



【小学校就学児童保護者】

子どもをみてもらえる親族・友人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が38.3%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が29.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が4.7%となっています。



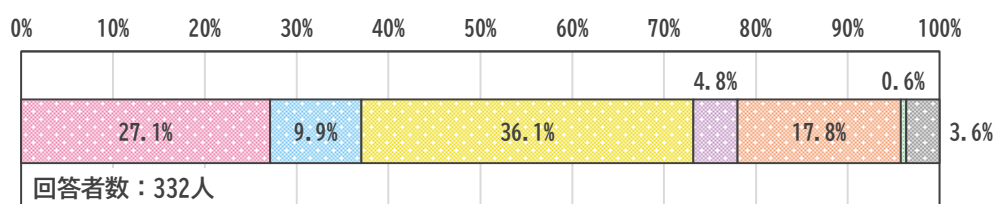
④保護者の就労状況について

【就学前児童保護者】

母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が36.1%で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が27.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が17.8%などとなっています。

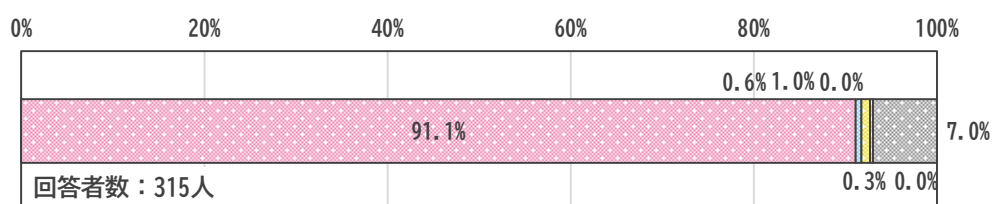
また、父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が91.1%で最も多くなっています。

● 母親の就労状況



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

● 父親の就労状況



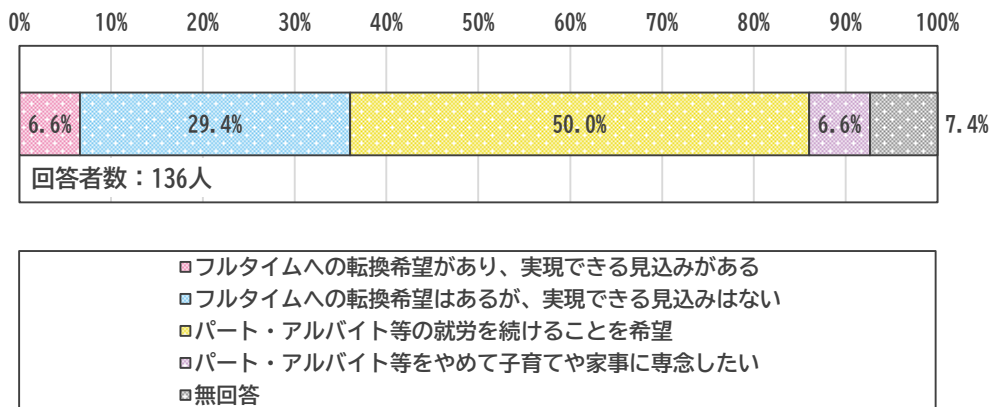
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

【就学前児童保護者】

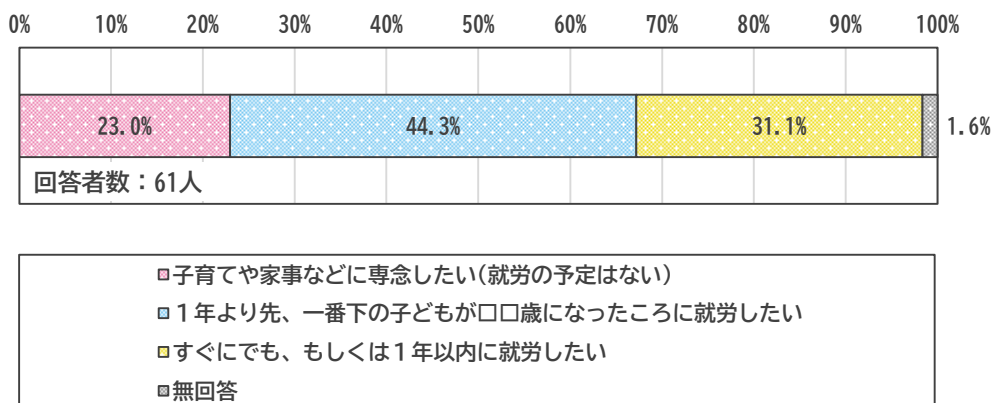
パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望は、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が50.0%で最も多く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が29.4%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」「パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい」がともに6.6%となっています。

就労していない母親の就労希望は、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」が44.3%で最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が31.1%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が23.0%となっています。

● パート・アルバイト等で働く母親のフルタイムへの転換希望



● 現在就労していない母親の就労希望



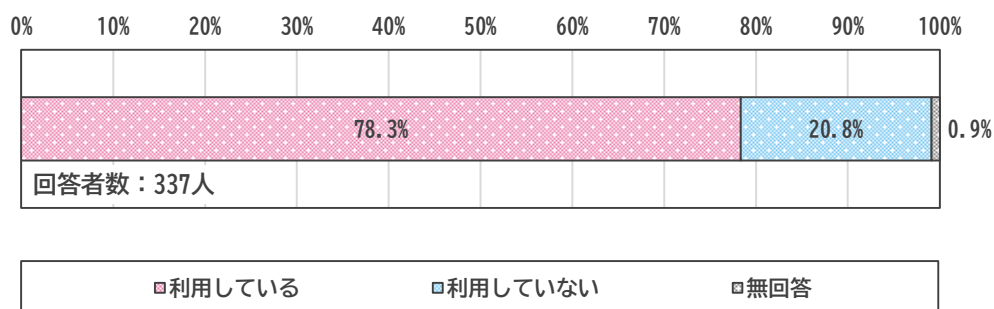
⑤保育園や幼稚園等の施設・サービスの利用状況と利用希望について

【就学前児童保護者】

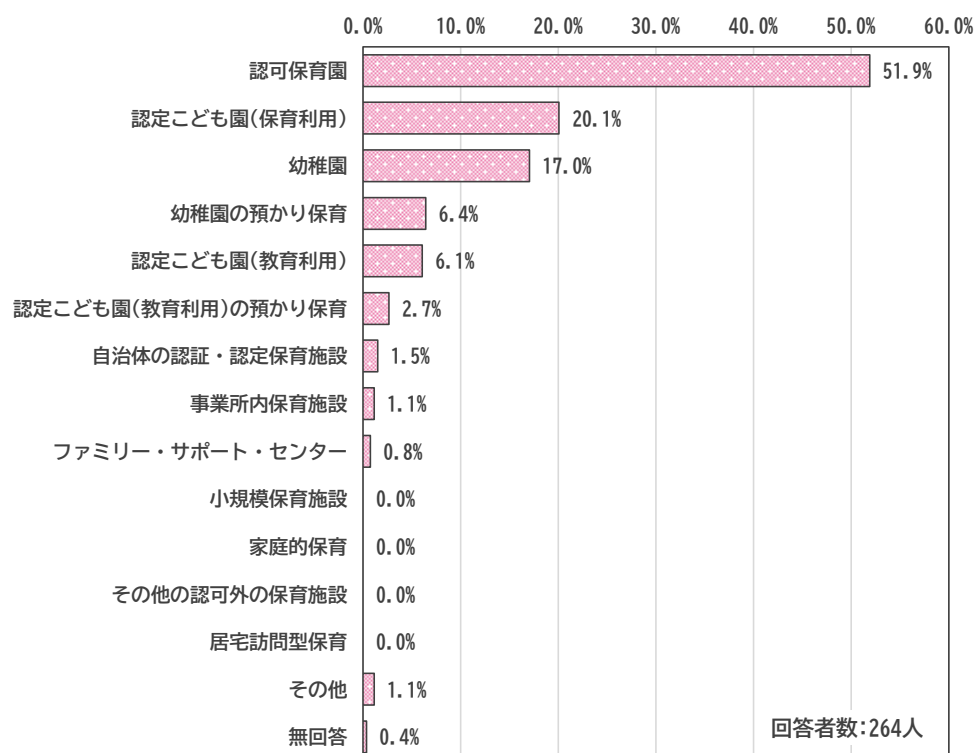
平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況は、「利用している」が78.3%、「利用していない」が20.8%となっています。

また、利用している平日の定期的な教育・保育の事業は、「認可保育園」が51.9%で最も多く、次いで「認定こども園（保育利用）」が20.1%、「幼稚園」が17.0%などとなっています。

● 現在の定期的な教育・保育の事業の利用状況



● 現在利用している保育園や幼稚園等の施設・サービス

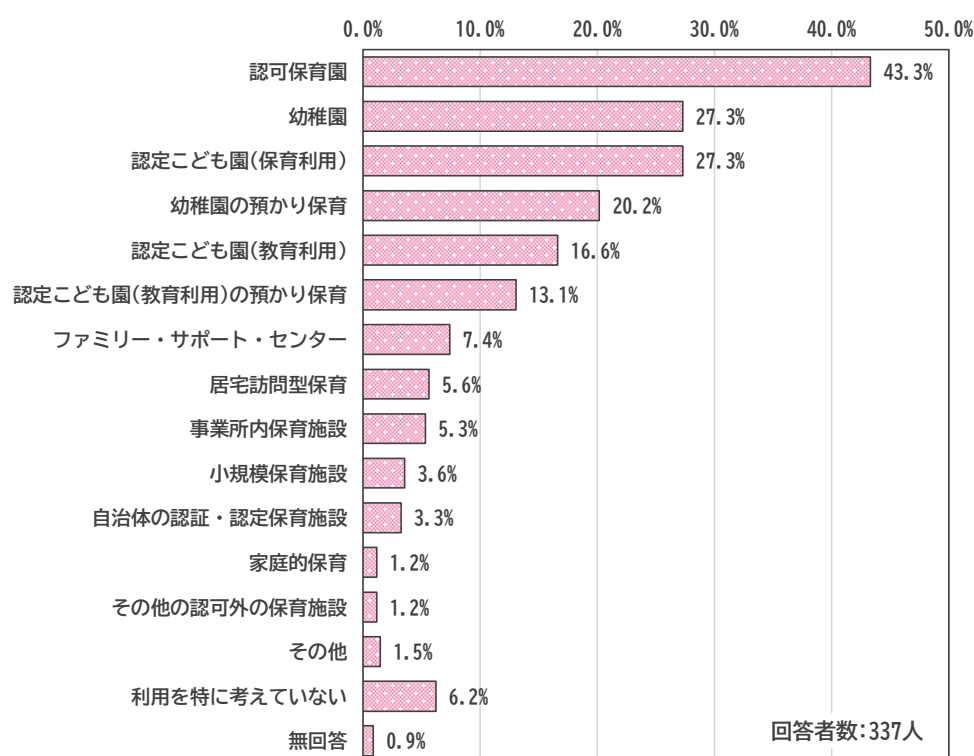


【就学前児童保護者】

利用したい平日の定期的な教育・保育の事業は、「認可保育園」が43.3%で最も多く、次いで「幼稚園」「認定こども園（保育利用）」がともに27.3%、「幼稚園の預かり保育」が20.2%などとなっています。

全国的な傾向と本町においても核家族化の進行や共働き世帯、ひとり親家庭の増加等により、施設やサービスの利用状況は伸びていくことが考えられます。将来の需要を見極めつつ、安心して利用できる子育て環境の構築が求められています。

● 今後も定期的に利用したい、もしくは新たに利用したい施設・サービス



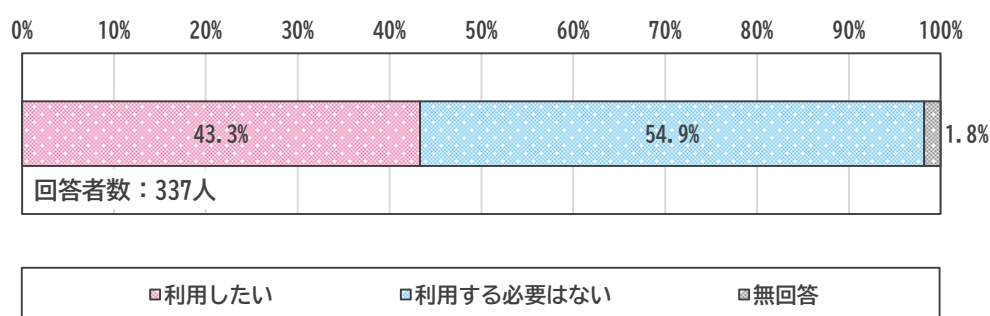
⑥私用等の目的での一時預かりの利用希望について

【就学前児童保護者】

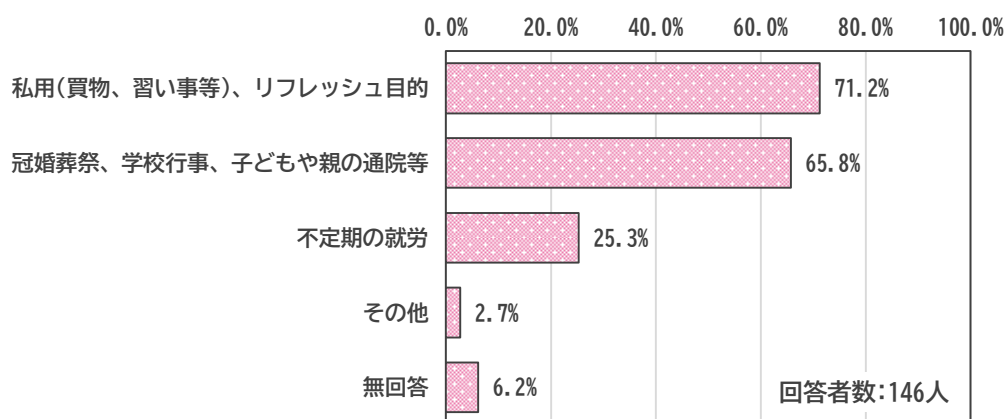
私用等の目的での事業の利用希望は、「利用したい」が43.3%、「利用する必要はない」が54.9%となっています。

また、事業の利用目的は、「私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的」が71.2%で最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が65.8%、「不定期の就労」が25.3%などとなっています。

● 私用等の目的での事業の利用希望



● 事業の利用目的



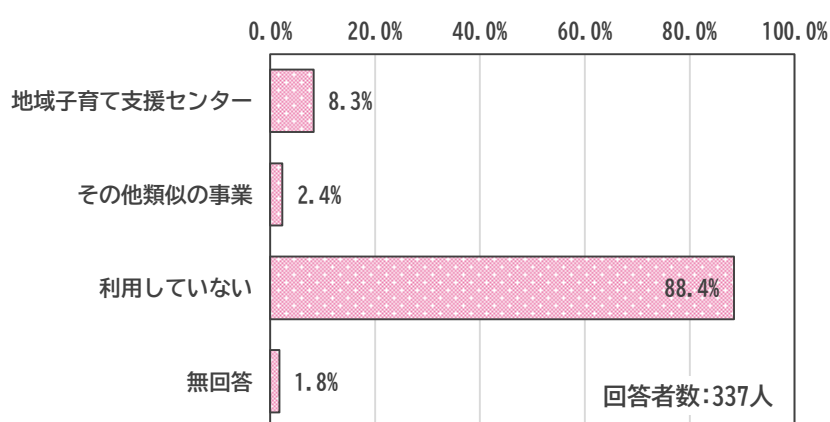
⑦地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用希望について

【就学前児童保護者】

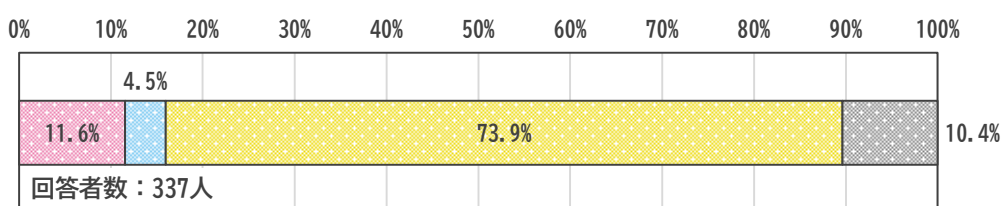
地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「地域子育て支援拠点事業」が8.3%、「その他類似の事業」が2.4%となっています。

また、地域子育て支援拠点事業の利用希望は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」が73.9%で最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が11.6%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が4.5%となっています。

● 地域子育て支援拠点事業の利用状況



● 地域子育て支援拠点事業の利用希望



- 利用していないが、今後利用したい
- すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
- 新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない
- 無回答

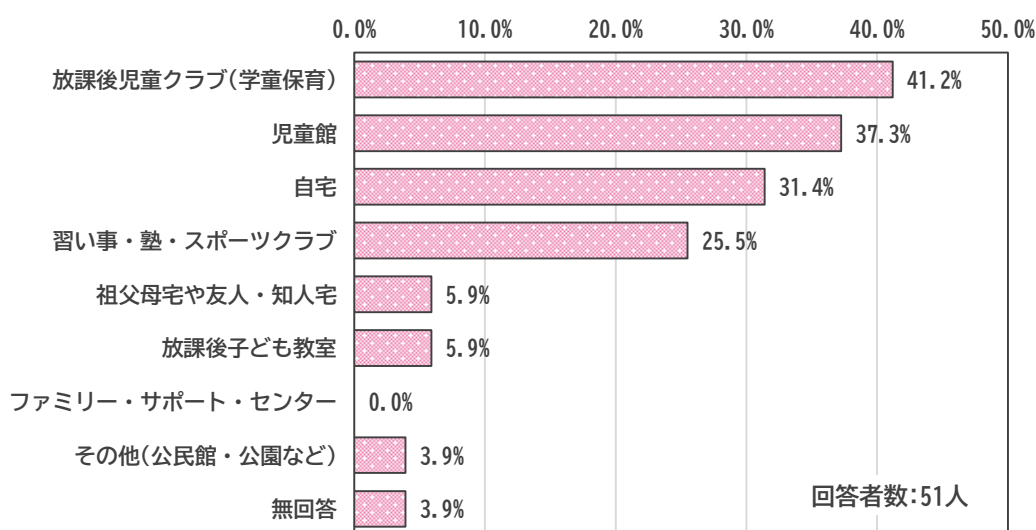
⑧小学校就学後の放課後の過ごし方について

【就学前児童保護者】

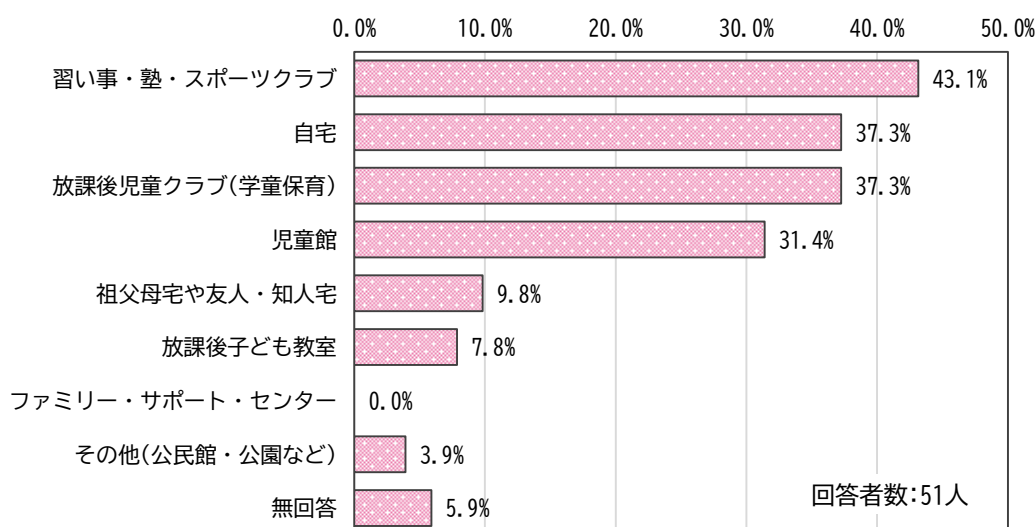
希望する低学年時の放課後の過ごし方は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が41.2%で最も多く、次いで「児童館」が37.3%、「自宅」が31.4%などとなっています。

また、希望する高学年時の放課後の過ごし方は、「習い事・塾・スポーツクラブ」が43.1%で最も多く、次いで「自宅」「放課後児童クラブ（学童保育）」がともに37.3%、「児童館」が31.4%などとなっています。

● 希望する低学年時（1～3年生）の放課後の過ごし方



● 希望する高学年（4～6年生）の放課後の過ごし方

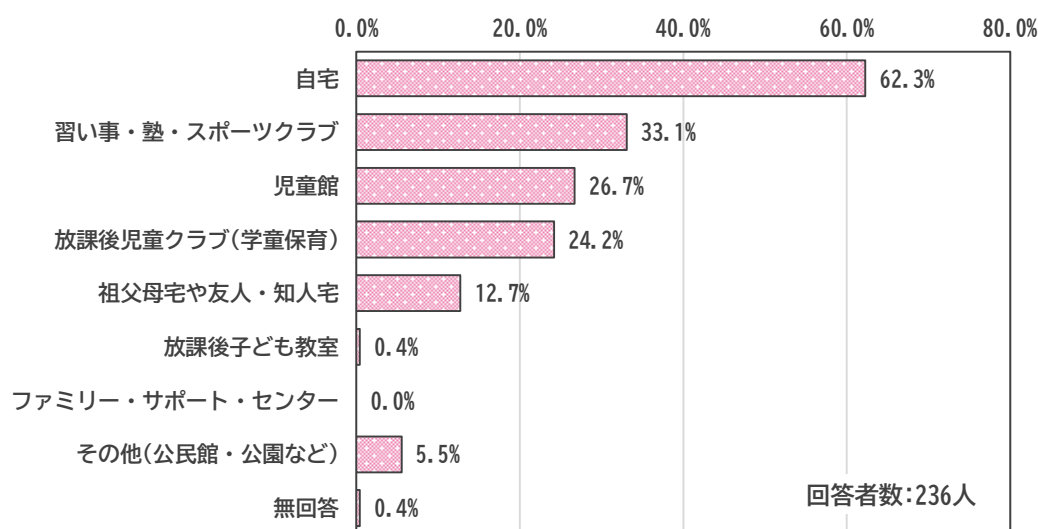


【小学校就学児童保護者（１～３年生）】

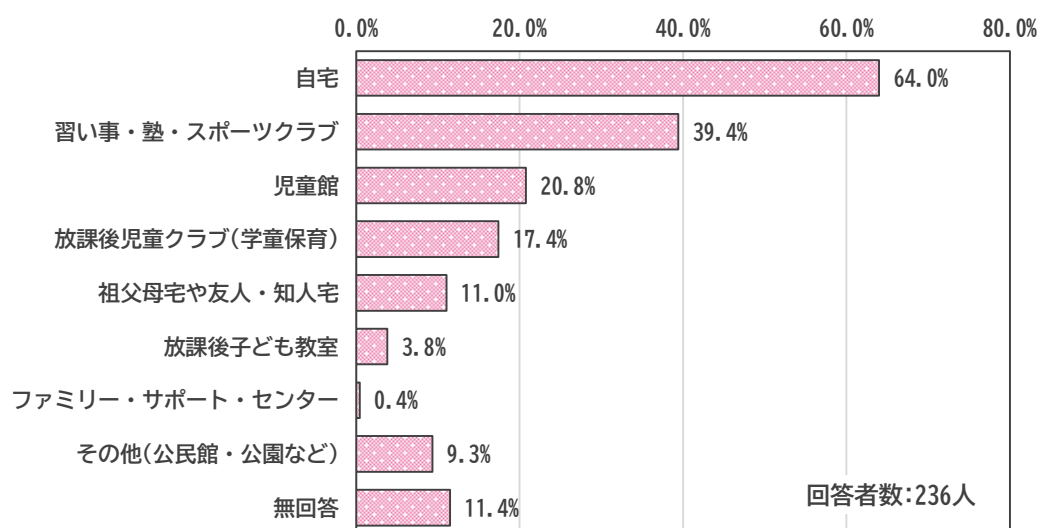
現在の子どもの放課後の過ごし方は、「自宅」が62.3%で最も多く、次いで「習い事・塾・スポーツクラブ」が33.1%、「児童館」が26.7%などとなっています。

また、希望する高学年時の放課後の過ごし方は、「自宅」が64.0%で最も多く、次いで「習い事・塾・スポーツクラブ」が39.4%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が20.8%などとなっています。

● 現在の放課後の過ごし方



● 希望する高学年（４～６年生）の放課後の過ごし方

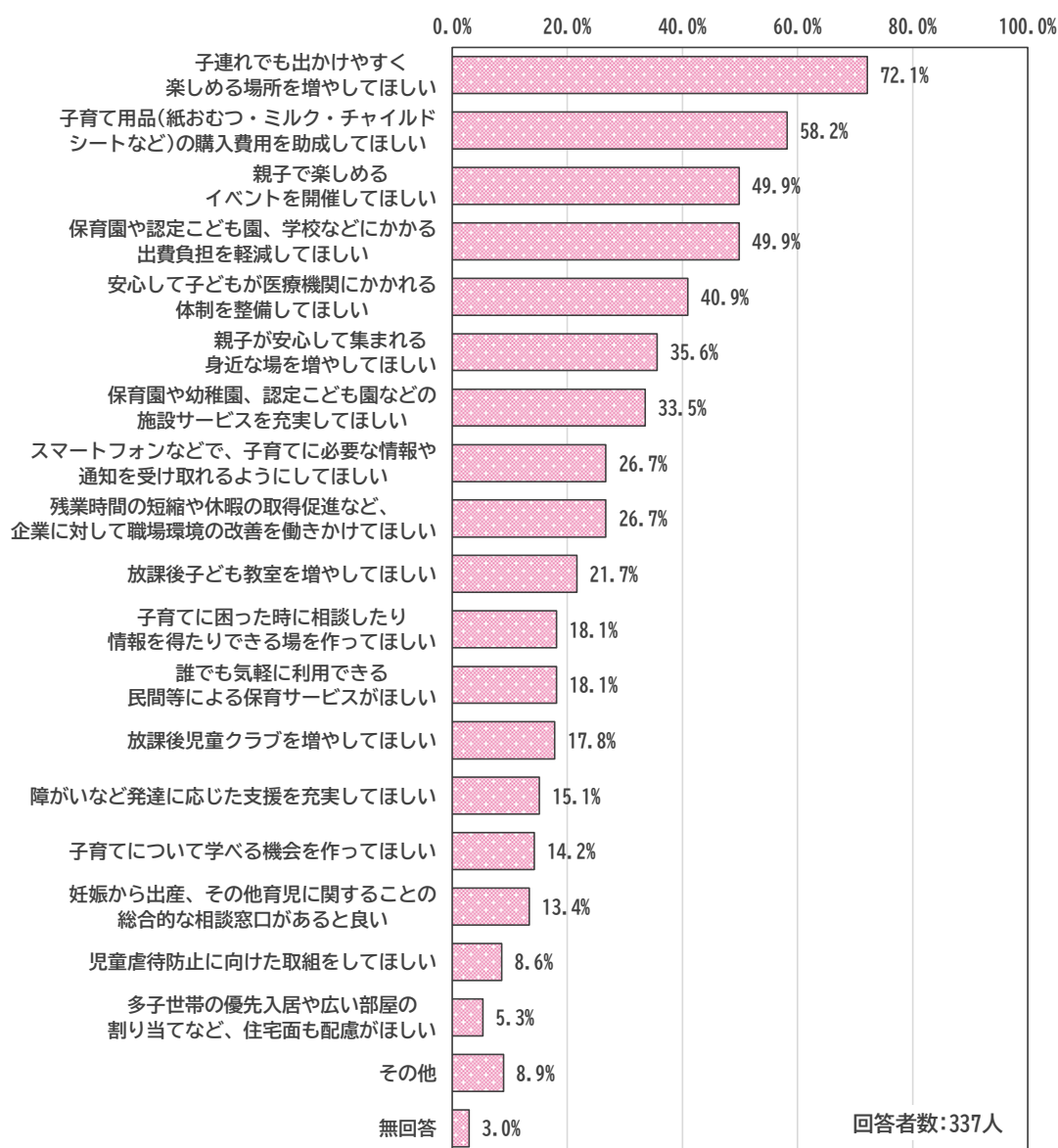


⑨子育て支援環境充実のための必要な支援について

【就学前児童保護者】

子育て環境充実のために必要な支援策は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が72.1%で最も多く、次いで「子育て用品(紙おむつ・ミルク・チャイルドシートなど)の購入費用を助成してほしい」が58.2%、「親子で楽しめるイベントを開催してほしい」が49.9%となっています。

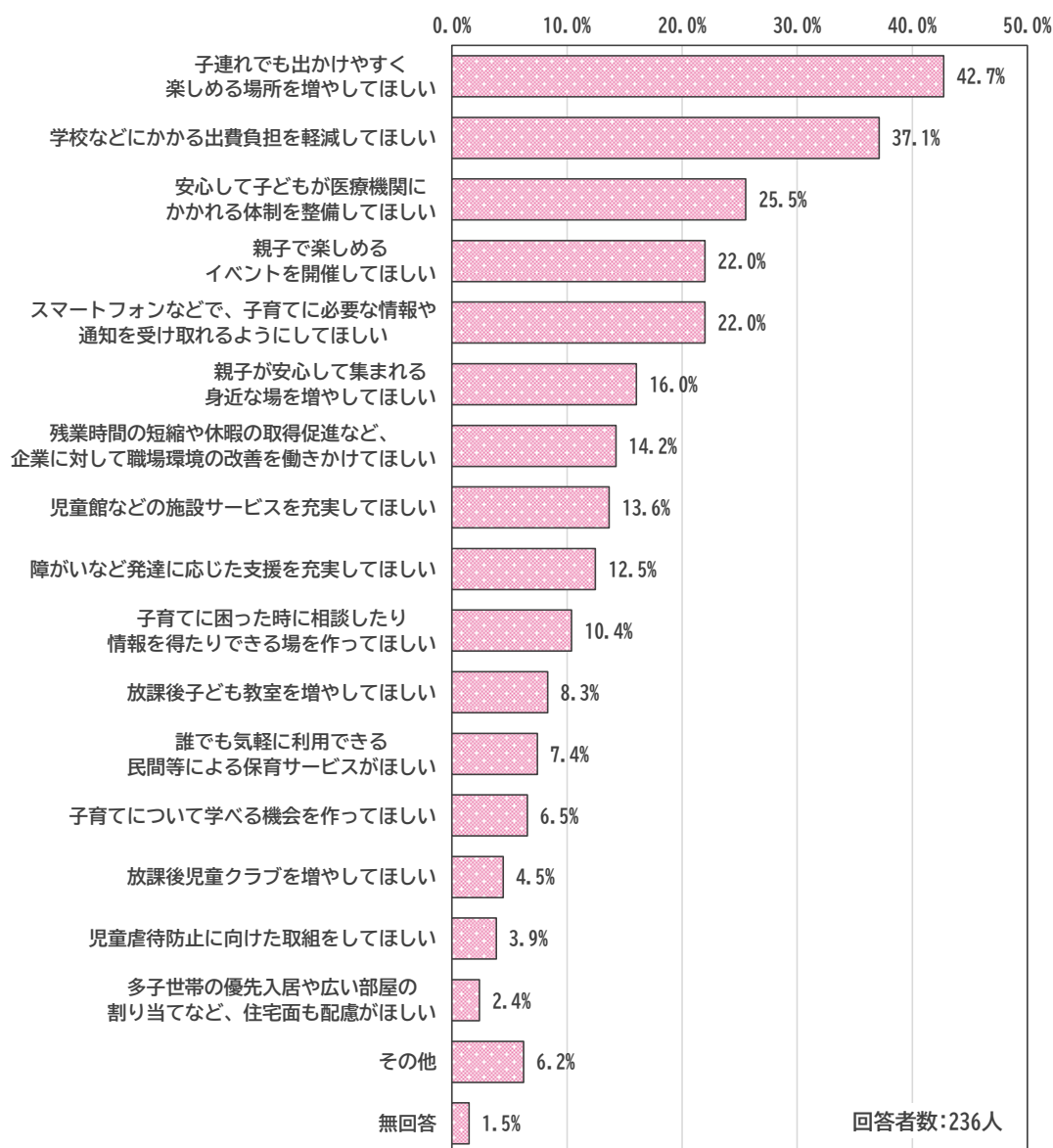
● 子育て支援環境充実のための必要な支援について



【小学校就学児童保護者（１～３年生）】

子育て環境充実のために必要な支援策は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が42.7%で最も多く、次いで「学校などにかかる出費負担を軽減してほしい」が37.1%、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が25.5%となっています。

● 子育て支援環境充実のための必要な支援について

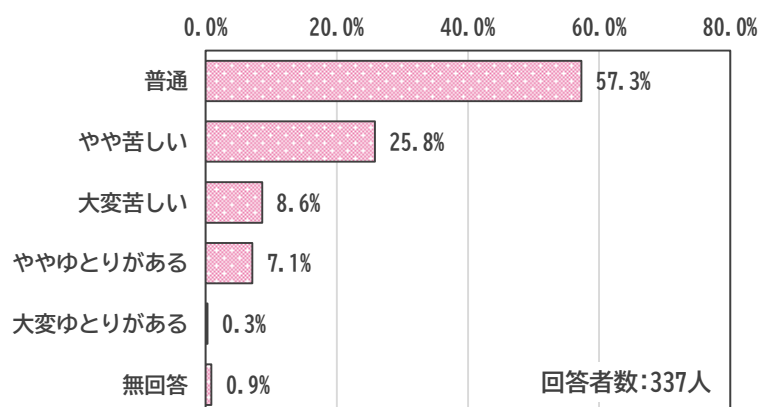


⑩こどもの貧困の状況について

【就学前児童保護者】

現在の暮らしについては、「普通」が57.3%で最も多く、次いで「やや苦しい」が25.8%、「苦しい」が8.6%となっています。

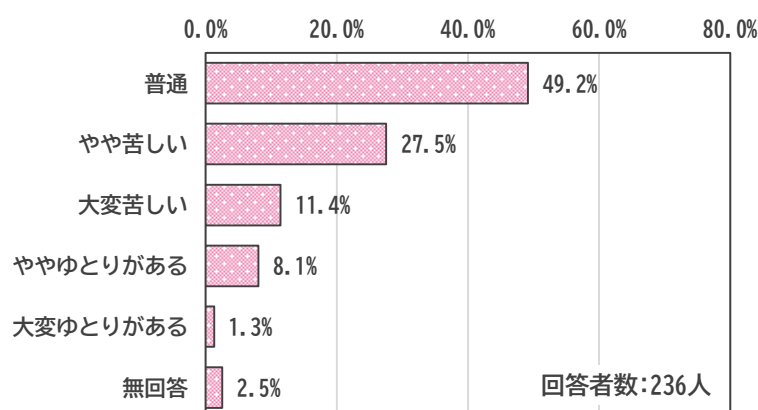
● 現在の暮らしについて



【小学校就学児童保護者】

現在の暮らしについては、「普通」が57.3%で最も多く、次いで「やや苦しい」が25.8%、「苦しい」が8.6%となっています。

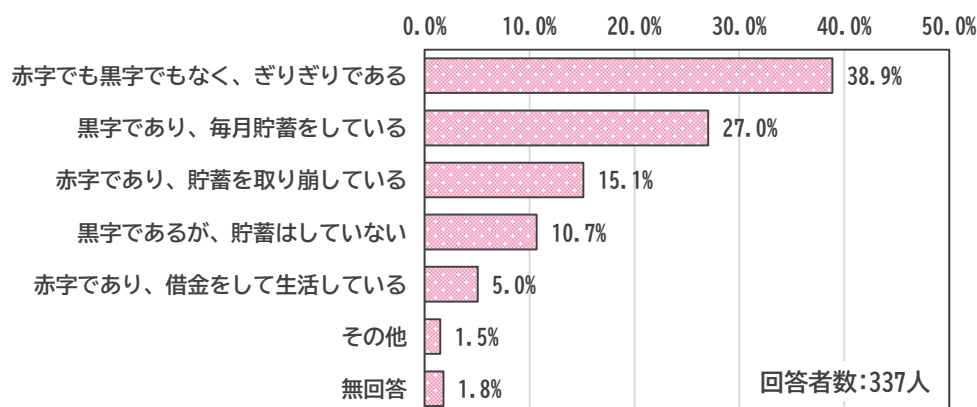
● 現在の暮らしについて



【就学前児童保護者】

現在の暮らしについては、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が38.9%で最も多く、次いで「黒字であり、毎月貯蓄をしている」が27.0%、「赤字であり、貯蓄を取り崩している」が15.1%となっています。

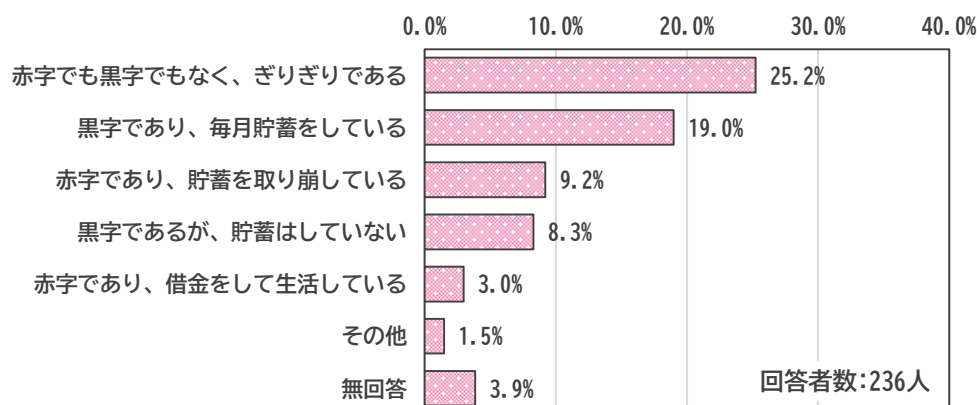
● 家計の状況について



【小学校就学児童保護者】

現在の暮らしについては、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が25.2%で最も多く、次いで「黒字であり、毎月貯蓄をしている」が19.0%、「赤字であり、貯蓄を取り崩している」が9.2%となっています。

● 家計の状況について



第1節 基本理念

第2期計画では、「子どもが育つ 親が育つ 地域が育つ 邑楽町」を基本理念として掲げて計画を推進してきました。

第3期計画においても、子どもが邑楽町で生まれてよかったと実感し、親もこのまちで子育てをしてよかったと実感できるように地域で支えるまちづくりを目標とし、行政だけでなく、住民・地域・事業所など地域のすべての方々の連携・協働により、安心して子育てできるまちづくりを進めていくために「子どもが育つ 親が育つ 地域が育つ 邑楽町」を基本理念とし、施策の実施とより一層の充実を目指すこととします。

【基本理念】

子どもが育つ 親が育つ 地域が育つ 邑楽町

第2節 基本的視点

本計画では、第2期計画の考え方を継承し、策定及び事業の実施にあたっては、次の9つの視点を基本として総合的な子育て支援施策を推進します。

1 こどもの視点

子育て支援サービスにより多くの影響を受けるこどもの命や発達を第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重される支援が必要です。そのために、男女が協力して子育てを行える環境づくりに取り組み、こどもが安心して健やかに育つよう社会全体で支援します。

2 次代の親づくりという視点

こどもはやがて次代のこどもを育てる親となります。こどもが豊かな人間性を形成し、自立した次代の親へと成長できるよう、長期的な視点に立ったこどもの健全育成のための取り組みを進めます。

3 サービス利用者の視点

核家族化の進行や価値観の多様化に伴って、子育て家庭の生活実態や子育て支援への利用者のニーズも多様化しています。このような多様なニーズに対応できるように、利用者の視点に立ち、柔軟な取り組みを進めます。

4 社会全体による支援の視点

家庭は子育てについての第一義的責任を有するという認識のもとに、行政はもとより、企業や地域社会を含めたまち全体で、こどもと家庭を支えていくことができるよう取り組みます。

5 仕事と生活の調和の実現の視点

仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして重要になっています。事業者や町民一人ひとりが、仕事と生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機となるよう、理解の浸透・推進力の強化を官民一体となって取り組みます。

6 すべての子どもと家庭への支援の視点

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもが抱える背景の多様化等の状況に十分な対応ができるよう社会的養護体制について質・量ともに整備を進めます。また、子育てにおける孤立等も含め、広くすべての子どもと家庭への支援を行います。

7 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、NPO、子育てサークル、子ども会、自治会をはじめとする様々な地域活動団体等が活躍しているほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や地域に受け継がれる伝統文化等があります。また、学校施設、公民館、児童福祉施設等の各種公共施設もあります。こうした様々な社会資源と連携を図る（社会資源同士の連携も含む）取り組みを進めます。

8 サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス量とともにサービスの質を確保することが重要となります。サービスの質を評価し向上させるために、人材の資質向上とともに情報公開を推進します。

9 地域特性の視点

地域における人口構造や産業構造、社会資源の状況等、地域の特性を生かした主体的な取り組みを進めます。

第2節 基本目標

基本理念の実現に向けて、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供します。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、総合的な子ども・子育て支援施策を推進します。

基本目標1

地域における子育て支援

幼児期における集団生活の経験はこどもにとって大きな意味をもち、生活習慣、情操面などいろいろな体験はこどもの人格形成に大きな役割を果たします。周囲の環境や人々とのふれあいを通じて、こどもの成長を促します。

また、すべての子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。

基本目標2

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

安心してこどもを産み育てることができる環境の整備、乳幼児に対する健康診査と事後指導や相談体制の充実、小児特有の疾病に対応した専門医療機関との連携を図るなど、母子保健の充実を図ります。

基本目標3

要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

すべてのこどもの人権が尊重され、また、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

基本目標4

こどもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

こどもが心身ともに健やかに成長し、次代の親として豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、こどもを取り巻く有害環境対策も推進します。

基本目標5

職業生活と家庭生活との両立の推進

子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう働きかけていくとともに、男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

基本目標6

こどもの安全の確保

こどもの交通安全を確保するため、また、犯罪等の被害からこどもを守るための取り組みを推進します。また、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けたこどもの心のケアに対して、関係機関と連携したきめ細やかな支援を推進します。

基本目標7

子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭にやさしい地域の交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、こどもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

第3節 施策の体系

基本理念を踏まえるとともに、第2期邑楽町子ども・子育て支援事業計画を踏襲し、設定した基本目標と基本施策を体系図で示しました。



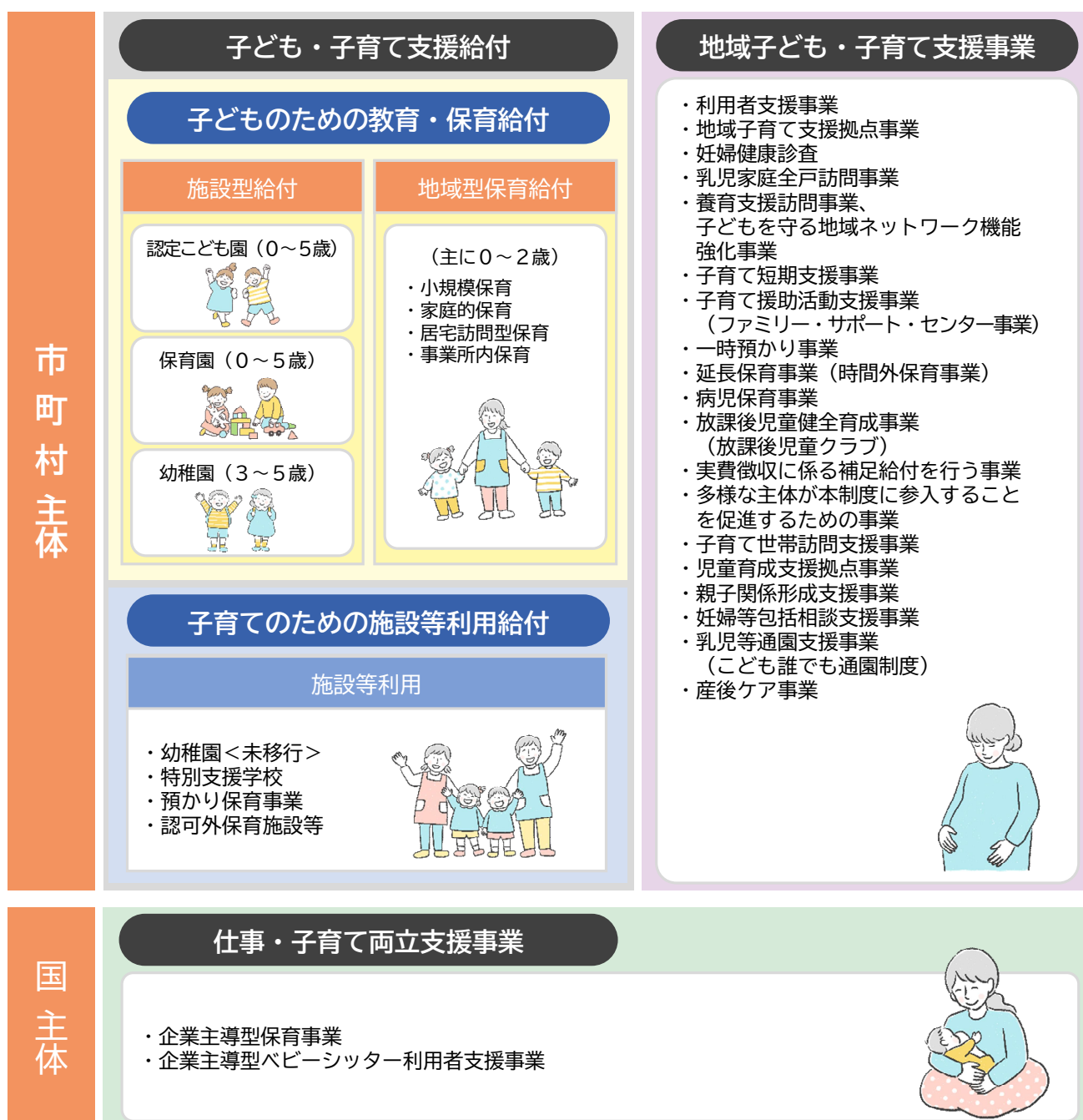
第1節 子ども・子育て支援事業の基本的な考え方

1 子ども・子育て支援サービスの概要

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、主に「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

子ども・子育て支援法に基づき市町村が作成する「市町村子ども・子育て支援事業計画」には、就学前の教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに量の見込み及び確保の方策等を記載することとされており、本章では、これらの事業計画について示します。

■ 子ども・子育て支援サービスの概要図



2 量の見込みと確保方策について

子ども・子育て支援法では、幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について、各計画年次における見込み量の算出と、見込み量に応じた確保方策を提示することとされています。なお、量の見込みの推計と確保方策の設定の流れは以下のとおりです。

■ 量の見込みと確保方策の設定



※将来の児童数の推計：令和7年度から令和11年度までの本計画の対象となる推計児童数。（次頁参照）

※見込み量：量の見込みとは、令和6年に町が実施したニーズ調査等に基づき設定する各事業の必要事業量の見込みのこと。

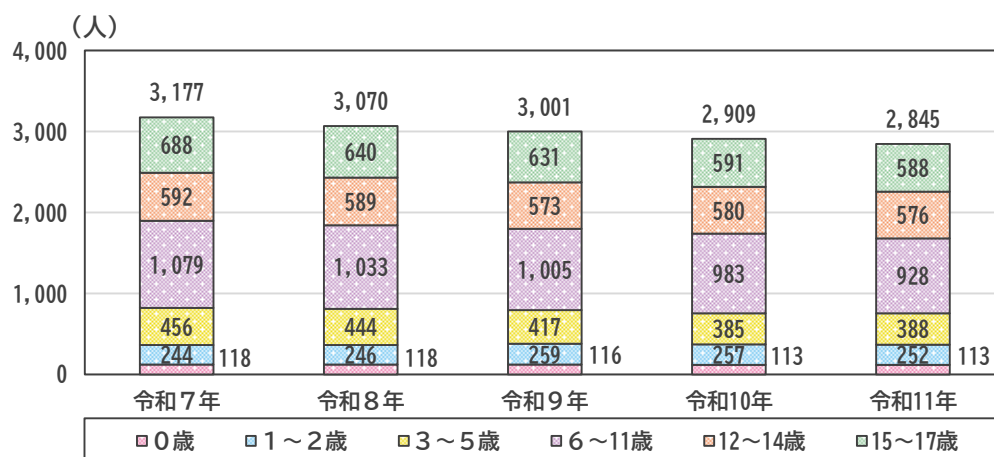
※確保方策：確保方策とは、量の見込み（必要事業量）に対して計画する確保の量や内容のこと。

3 推計児童数について

本計画の対象となる推計児童数については、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法により、計画の最終年度である令和11年までの推計を行いました。

0歳から17歳の児童数は、いずれの年齢も減少することが予測され、令和7年の3,177人から令和11年には2,845人となり、332人の減少が見込まれます。

■ 推計児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

4 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」（子ども・子育て支援法第61条第2項）です。

本町の区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して町全体を1区域と設定します。

第2節 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

また、認定については、こどもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。

年齢で区分した認定区分、利用できる施設及び事業などは、以下のとおりです。

○特定教育・保育施設

新制度に移行した幼稚園や認定こども園の教育利用のこどもは、1号認定区分となります。また、保育園や認定こども園の保育利用のこどもは、保育認定が必要となり、満3歳から5歳児は2号認定区分、0歳から2歳児は3号認定区分となります。

○確認を受けない幼稚園

新制度に移行していない幼稚園であり、無償化の対象となるためには、教育施設利用給付の1号認定を受ける必要があります。

○特定地域型保育事業

3号認定の乳幼児を保育する事業で、利用定員が19人以下のものです。地域型保育事業には、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業が位置付けられています。

○企業主導型保育事業の地域枠

企業主導型保育事業とは、平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度を利用し、従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設です。

企業主導型保育事業では、従業員枠のほか、一定の割合で地域枠の定員を設定し、地域のこどもの保育を実施することができます。

● 量の見込みと確保方策の考え方

○第2期計画における実績及びニーズ調査結果から必要な量の見込みを算出しました。

○満3歳から5歳児は、幼稚園・保育園・認定こども園のいずれかを利用できている状況です。

保育ニーズが高まっている中、幼稚園・認定こども園の教育標準時間前後の預かり保育の利用で補えています。

○共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、保育所及び認定こども園において、必要な0歳から2歳児の保育利用定員の確保を図ります。

1 教育

■ 第2期計画の実績値

(単位:人)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号 3～5歳	2号 3～5歳	1号 3～5歳	2号 3～5歳	1号 3～5歳	2号 3～5歳	1号 3～5歳	2号 3～5歳	1号 3～5歳	2号 3～5歳
利用実績	176	84	129	53	119	44	107	41	103	40

■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位:人)

区分	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1号 3～5歳	2号 3～5歳	1号 3～5歳	2号 3～5歳	1号 3～5歳	2号 3～5歳	1号 3～5歳	2号 3～5歳	1号 3～5歳	2号 3～5歳
量の見込み (必要利用 定員総数)	92	34	82	30	74	26	66	22	59	19
確保方策	281	34	285	30	114	26	118	22	121	19
特定教育・ 保育施設	281	34	285	30	114	26	118	22	121	19
過不足	189	0	203	0	40	0	52	0	62	0

※中野幼稚園定員 150 人、長柄幼稚園定員 105 人、おうらこども園定員 60 人。

※令和9年度に中野幼稚園及び長柄幼稚園の再編に伴い、定員 72 人の園を設置予定。

2 保育

■ 第2期計画の実績値

(単位:人)

区分	令和2年度				令和3年度			
	2号	3号			2号	3号		
	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
利用実績	333	49	70	97	353	60	81	86

■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位:人)

区分	令和7年度				令和8年度			
	2号	3号			2号	3号		
	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み（必要利用定員総数）	294	42	97	98	288	41	95	96
確保方策	324	72	90	114	324	72	90	114
特定教育・保育施設	324	72	90	114	324	72	90	114
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
過不足	30	30	-7	16	36	31	-5	18

※量の見込みは利用実績に基づき算出。確保方策では定員の弾力化を踏まえた数値を記載。

※中央保育園 定員：120人（2号60人、2歳25人、1歳20人、0歳15人）

南保育園 定員：120人（2号60人、2歳20人、1歳25人、0歳15人）

おうらこども園 定員150人（2号90人、2歳28人、1歳20人、0歳12人）

風の子保育園 定員100人（2号60人、2歳17人、1歳15人、0歳8人）

(単位:人)

令和4年度				令和5年度				令和6年度			
2号	3号			2号	3号			2号	3号		
3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
330	58	87	101	302	52	103	103	302	44	100	101

(単位:人)

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
2号	3号			2号	3号			2号	3号		
3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
281	41	93	94	274	40	91	91	268	39	88	89
410	86	108	142	410	86	108	142	410	86	108	142
410	86	108	142	410	86	108	142	410	86	108	142
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
129	45	15	48	136	46	17	51	142	47	20	53

※令和9年度に中野幼稚園及び長柄幼稚園の再編に伴い、定員123人（2号72人、2歳24人、1歳15人、0歳12人）の園を設置予定。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。計画期間における「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み及び確保方策は以下のとおりです。

1 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

● 量の見込みと確保方策の考え方

- 平成29年度より風の子保育園において、利用者支援事業「基本型」を開始し、地域子育て支援センターや保健センターに出向くなど、子育て中の親子に対して相談業務を展開し、個々に応じたサービスや窓口の紹介などを行い、保護者の子育ての不安軽減に努めています。
- 子育て世代への包括的な支援を行う窓口の存在は、核家族化が進行している現代社会において、必要性を増しています。一方、支援には多くの機関が関係することから、十分な情報共有や連携が難しく、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握できず、支援が分断されてしまう課題があります。
- 令和2年度より保健センター内に開設した子育て世代包括支援センターは、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に、保健師等の専門職が対応し、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整を行うことにより、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を行います。

■ 第2期計画の実績値

(単位:か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位:か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

2 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

● 量の見込みと確保方策の考え方

○町内2か所の幼稚園、保育園において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

○量の見込みについては、利用実績を基に推計しました。地域の子育て家庭に対する育児相談や指導、遊びの場の提供を行う地域子育て支援センターの受け入れ体制によって、必要な事業量の確保を図ります。

■ 第2期計画の実績値

(単位：人回／月、か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	341	320	294	230	220
か所数	2	2	2	2	2

■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人回／月、か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	200	182	166	151	138
か所数	2	2	2	2	2

※量の見込みは利用実績に基づき算出。

3 妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

● 量の見込みと確保方策の考え方

○定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安心・安全な出産につながるため、母子健康手帳発行時に定期的に健診を受けるよう促しています。あわせて、妊婦健康診査受診票 14 回分を交付しています。

○量の見込みについては、0 歳児の将来推計結果を基に事業量を推計しました。定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安心・安全な出産につながるため、母子健康手帳発行時に定期的に健診を受けるよう促していきます。

○今後も、医師会等との連携のもと、県内の医療機関・助産所における受診機会の提供を図るとともに、県外の医療機関等における受診も可能とし、妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大を図ります。

■ 第2期計画の実績値

(単位：人回／年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	2,058	1,486	1,270	1,041	1,000

■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人回／年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	871	759	661	576	502
確保方策	871	759	661	576	502

※量の見込みは利用実績に基づき算出。

4 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師・助産師・看護師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

● 量の見込みと確保方策の考え方

○町内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に対し、保健師等が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

○量の見込みについては、利用実績を基に推計しました。訪問では、子育てに関する情報提供を行うとともに、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行い、訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげます。

■ 第2期計画の実績値

（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	147	118	110	100	95

■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	86	78	71	65	59
確保方策	86	78	71	65	59

※実施体制は、訪問に係る保健師等の人数

※量の見込みは利用実績に基づき算出。

5 -1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援など）を行う事業です。

● 量の見込みと確保方策の考え方

○養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、町の関係課の保健師等が自宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

○量の見込みについては、利用実績を基に推計しました。引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努め支援していきます。

■ 第2期計画の実績値

（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	63	17	29	33	30

■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	26	22	19	17	14
確保方策	26	22	19	17	14

※実施体制は、訪問に係る保健師等の人数

※量の見込みは利用実績に基づき算出。

5 -2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関の職員及び地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性及び連携の強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図る事業です。

● 量の見込みと確保方策の考え方

- 全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は平成 27 年に初めて 10 万件を超えて以降、増加の一途をたどっています。また、親によるこどもへの体罰を禁止し、児童相談所の体制強化を柱とする改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が令和元年 6 月に成立し、令和 2 年 4 月より施行されました。
- 本町においても、児童虐待の発生防止、早期発見・早期対応につながるように要保護児童対策協議会の機能の強化を図ることが必要となっています。
- 児童虐待対策における子育て支援について周知を図るため、パンフレットの作成・配布を行います。
- 「要保護児童対策地域協議会運営事業」では、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受けるために、学識経験者等の専門家を招へいします。また、児童虐待防止につながる子育て支援や訪問事業活動等について、地域への周知を図ります。
- 国の動向を踏まえながら、「子ども家庭総合支援拠点」の設置を図ります。

6 子育て短期支援事業

保護者が疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となったことについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

● 量の見込みと確保方策の考え方

○本町には、児童養護施設等が設置されていないため、保護が必要となる事案が発生した場合は、児童相談所等と連携し、対応しています。

○引き続き、保護が必要となる事案が発生した場合は、児童相談所等と連携を図りながら対応するとともに、幅広く事業の周知を図り、子育て家庭の負担軽減に努めます。

■ 第2期計画の実績値

(単位：人日／年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	0	0	0	0	0

■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人日／年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	39	39	39	39	39
確保方策	39	39	39	39	39

※令和7年度より子育て短期支援事業の実施を予定。

7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。

● 量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、乳幼児や小学生の子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡・調整を実施しています。

○引き続き、就学児童をもつ依頼会員の掘り起しのため本制度の周知を図るとともに、提供会員の拡大と安定的な確保に努めます。

■ 第2期計画の実績値

（単位：人日／年）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	233	194	166	155	145

■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

（単位：人日／年）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	131	118	107	97	88
確保方策	131	118	107	97	88

※量の見込みは利用実績に基づき算出。

8 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園及び保育園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

確保方策については、量の見込みに対して幼稚園や保育園等の既存の受け入れ体制で対応可能と想定しています。

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

● 量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、幼稚園2か所及び認定こども園1か所において、預かり保育を実施しています。

○本町の幼稚園2か所及び認定こども園1か所において預かり保育を実施することにより、必要な事業量の確保を図ります。

■ 第2期計画の実績値

(単位：人日／年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	9,907	6,482	5,425	5,605	5,500

■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人日／年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4888	4344	3861	3432	3050
1号利用	1318	1163	1003	858	742
2号利用	3570	3181	2858	2574	2308
確保方策	4888	4344	3861	3432	3050

※量の見込みは利用実績に基づき算出。

②保育園、その他の場所での一時預かり（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

● 量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、保育園1か所において、一時預かり事業を実施しています。

○量の見込みについては、利用実績を基に推計しました。町内の既存の保育園における一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図るほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）による提供体制も確保します。

■ 第2期計画の実績値

（単位：人日／年）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	58	71	124	54	51

■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

（単位：人日／年）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	67	65	64	63	61
確保方策	67	65	64	63	61
一時預かり	10	10	10	10	10
ファミリー・サポート・センター	39	37	36	35	33
子育て短期支援事業	18	18	18	18	18

※量の見込みは利用実績に基づき算出。

※令和7年度より子育て短期支援事業の実施を予定。

9 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

● 量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、保育必要量（保育短時間・保育標準時間）の認定の範囲を超えた保育を必要とする場合には、各施設が定める保育時間の範囲内で時間外保育事業を実施しています。

○量の見込みについては、利用実績を基に推計しました。保護者からの要望に対して安心して子育てができる環境を整備するために、必要な事業量の確保を図ります。

■ 第2期計画の実績値

（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	125	175	100	175	175

■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	192	211	232	256	281
確保方策	192	211	232	256	281

※量の見込みは利用実績に基づき算出。

10 病児・病後児保育事業

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

● 量の見込みと確保方策の考え方

○館林市、板倉町、明和町、千代田町との広域協定に基づき、事業を実施しています。

○量の見込みに対して病後児保育で対応することを想定します。

■ 第2期計画の実績値

(単位：人日／年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	1	1	3	34	10

■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人日／年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	34	34	34	34	34
確保方策	34	34	34	34	34
病児保育事業	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター	34	34	34	34	34

※量の見込みは利用実績に基づき算出。

11 新・放課後子ども総合プラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）

すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室の取り組みを一層充実します。

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

● 量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、放課後児童クラブ8か所において、放課後及び学校の長期休業期間中などに適切な遊びや生活の場を提供して児童の健全な育成支援を実施しています。

○量の見込みについては、利用実績を基に推計しました。既存の施設・設備の受け入れ可能な人数等を踏まえて設定します。

○障がいのあるこどもへの対応については、町の関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めます。

■ 第2期計画の実績値

（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	291	331	348	381	390
1～3年生	193	222	240	253	262
4～6年生	98	109	108	128	128
か所数	8	8	8	8	8

※平均利用者数

■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	452	432	420	411	388
1～3年生	214	196	194	200	194
4～6年生	238	236	226	211	194
確保方策	452	432	420	411	388
か所数	8	8	8	8	8

②放課後子ども教室

こどもの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、学習や体験・交流活動を提供しています。

● 量の見込みと確保方策の考え方

○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施を目指し、地域の実情を考慮しながら、教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

■ 第2期計画の実績値

（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
か所数	1	1	1	1	1

■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
か所数	1	1	1	1	1

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教材費や行事費、又は新制度未移行幼稚園の副食費分について費用を助成する事業です。

計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

14 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

15 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

16 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

17 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

● 量の見込みと確保方策の考え方

○本町では全ての妊産婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠から出産・子育てまでのさまざまな相談に応じています。さらに、妊娠届出時に面談を受けた妊婦および乳児の養育者を対象に経済的な支援を行っています。

■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：回)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	300	294	288	282	276
確保方策	300	294	288	282	276

18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

● 量の見込みと確保方策の考え方

○計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて確保方策を検討していきます。

■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,360	3,360	3,360	3,360	3,360
0歳児	720	720	720	720	720
1歳児	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
2歳児	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
確保方策	3,360	3,360	3,360	3,360	3,360
0歳児	720	720	720	720	720
1歳児	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
2歳児	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

19 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

● 量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、出産直後のお母さんの健康面の悩みや育児への不安等を軽減するため、助産師により心身のケアや乳房ケア、休養等の支援を行っています。

■ 第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	200	196	192	188	184
確保方策	200	196	192	188	184

第4節 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって

1 産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

産前・産後休業や育児休業の満了時に、保護者が希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、子ども支援課窓口や地域子育て支援センター等を通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実や当事者に対する相談支援に努めるとともに、教育・保育施設や地域型保育事業の計画的な整備を図ります。

2 教育・保育に係る基本的考え方とその推進方策

幼児教育・保育については、有識者、事業者、保護者代表者等による情報交換や研究など連携を図り、幼児教育・保育の質の向上に努めていきます。

幼稚園教育要領や保育所保育指針などを踏まえながら、こどもの育ちを大切にする教育・保育を実践します。

また、幼児教育・保育の質の向上に資するよう、幼児教育センター等を活用し、教育・保育に関する専門性を有する家庭教育アドバイザー等の配置や確保等に努めます。

3 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携

認定こども園、幼稚園、保育園及び地域型保育事業相互間で情報を共有し、協力体制を構築するなど、その連携促進に努めます。

4 幼稚園から認定こども園への移行に対する支援

各地域のこどもの教育・保育施設等の利用状況等を把握した上で、認定こども園への移行を希望する幼稚園からの相談に対し、それぞれの地域の実情や希望する移行類型等についての助言を行い、認定こども園への円滑な移行を支援します。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

6 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策

教育・保育施設等を利用することの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての子ども・子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり充実させることが必要です。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、全ての子ども・子育て家庭に対し、それぞれのこどもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

7 外国につながる幼児への支援・配慮

教育・保育施設等において海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など外国につながる幼児が円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。

基本目標 1 地域における子育ての支援

1 地域における子育て支援サービスの充実

事業名	事業内容	担当課
放課後児童対策	放課後、保護者の就労等により家庭が留守となる小学生を中心とした児童に安心・安全に過ごせる場を提供します。	子ども支援課
放課後児童対策の充実	施設の安全性や快適性の改善のために、計画的な整備を検討していきます。 また、児童館に館長を配置するなど、職員体制の充実も図っていきます。	子ども支援課
子育て支援センターの充実	邑楽町在住の幼稚園・保育園・認定こども園に入園前のこどもとその保護者を対象に、子育て支援センターでは、親子で一緒にふれあいながら楽しく遊び、子育ての喜びや悩みを語り合える仲間づくりの場を提供します。	子ども支援課
幼稚園や認定こども園の施設開放	2歳児とその保護者を対象に、幼稚園や認定こども園の施設を開放し、園の生活に親しみを持たせるとともに保護者同士の交流、子育て相談の場を提供します。	子ども支援課
子育てひろば	2歳児とその保護者を対象に、家庭や地域での教育力を向上していくために、子育てについての情報やアドバイスの提供と保護者同士の交流の場を提供します。	生涯学習課
図書クラブ	子育てひろばの親子を対象にして家庭教育に関する本、読み聞かせなど、町立図書館から借り受け「子育てひろば」で貸し出ししています。	生涯学習課
ブックスタート事業	保健センターで行われる10ヶ月児健診時に、絵本の読み聞かせを行うとともにブックスタートパック（絵本・図書館情報・町内子育て支援情報）をプレゼントし、乳児と保護者が絵本を介してふれあうことを促します。	生涯学習課
町ホームページの充実	町のホームページに、子ども・子育て支援に関する情報を掲載し、情報提供を図ります。	子ども支援課 企画課
各種事業の啓発	町の子育てに関する取り組みや支援サービス事業について、あらゆる機会を通じて啓発を行います。	子ども支援課
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供や、必要に応じ相談助言等を行います。	子ども支援課
子育て相談	心身の発達に関しフォローの必要な幼児や育児に不安や悩みをもつ保護者を対象に、臨床心理士による個別相談や支援を行います。	健康づくり課
ことばの相談	ことばの発達に関しフォローの必要な幼児を対象に、臨床心理士による個別相談や支援を行います。	健康づくり課
適応指導教室	不登校傾向のこどもとその保護者の相談にのったり、学習支援を行います。	学校教育課
子育てワンストップサービスの推進	児童手当や保育園等の入所申し込みについて、オンラインで申請できるよう整備を進めていきます。	子ども支援課
主任児童委員の啓発	小学校入学説明会時に、主任児童委員が訪問し、地域における民生委員・児童委員、主任児童委員の役割の説明、及び子育ての悩みや困りごとが発生した場合の相談窓口の周知を行います。	福祉介護課

2 保育サービスの充実

事業名	事業内容	担当課
幼稚園・保育園・認定こども園及び小学校との交流促進	幼稚園・保育園・認定こども園及び小学校児童の相互交流を促進します。また、教職員や保育士等の情報交換会や研修会を開催するなど、指導者等の交流も促進します。	子ども支援課
指導者(保育者)の資質向上	各種研修の実施や参加により、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の子育てについての知識資質や保育技術の普及及び技術の向上を図ります。	子ども支援課
子育て関連施設の改善・整備	老朽化している施設について、安全性や快適性の面での改善を行っていきます。	子ども支援課
長時間保育	0歳児～5歳児を対象に、保護者が安心して就業できるよう長時間保育を実施します。	子ども支援課
一時預かり保育(保育園)	日頃家庭保育を行っている就学前児童を対象に、保育者が病気や冠婚葬祭などで保育が困難になった場合、一時的に保育を実施します。	子ども支援課
幼保一元化の推進	児童数の減少と保護者の子育てニーズから、幼保一元化を推進します。	子ども支援課
病児・病後児保育	保護者の就労と子育ての両立を支援するため、病気等で集団保育が困難な児童を、専用施設で一時的にお預かりします。	子ども支援課
預かり保育(幼稚園)	幼稚園や認定こども園において、保護者の就労、病気等による保育困難家庭を援助するため、預かり保育を充実します。	子ども支援課
保育付学級講座の開設	幼児をかかえた保護者が一時的に子どもを託けて自らの資質の向上や心身の保養に役立つ学級・講座を開設します。	生涯学習課

3 子育て支援のネットワークづくり

事業名	事業内容	担当課
子育て活動の情報提供	町広報紙やホームページ、相談窓口、公民館、児童館等での子育て活動に関する情報を提供します。	子ども支援課
ボランティアネットワークの形成	子育てに関する多様なボランティアの育成とネットワークの形成を支援し、子育てのしやすい環境づくりを図ります。	子ども支援課 福祉介護課 生涯学習課
関係機関のネットワークづくり	関係各課で実施している各種相談事業のネットワーク化を図り、保護者が希望する情報提供を目指します。	全庁
地域世代間交流会	年代の違う子育て中の母親等を対象に、和太鼓をたたこうや手遊び会などの交流事業を行います。	生涯学習課
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手助けが必要な人(おねがい会員)と手助けができる人(まかせて会員)が会員となって、相互に援助し合う活動を行うことにより、地域における子育て機能を強化します。	子ども支援課
小中学校への民生委員・児童委員訪問	各学校と邑楽町民生委員・児童委員協議会との繋がりを強化を主な目的とし、子どもが育つ地域づくり、環境づくりの為に情報共有をする為、2学期に小中学校の担当区域を民生委員・児童委員が訪問します。	福祉介護課

4 児童の健全育成

事業名	事業内容	担当課
邑楽町上毛かるた大会	小・中学生を対象に、上毛かるたで競技を行うとともに、郷土への知識と愛情を深め青少年の健全育成を図ります。	生涯学習課
子ども八木節教室	小学生を対象に、郷土芸能八木節の練習を通して、地域の人たちとの交流を促します。	生涯学習課
芸術文化事業の充実	すぐれた芸術文化に親しみ、情操教育を推進するため、文化祭や自主文化事業の充実に努めます。	生涯学習課
芸術・文化団体の育成と支援	芸術・文化の振興と生きがいづくりのため、団体の育成と支援に努めます。	生涯学習課
郷土芸能の保存と育成	郷土芸能の後継者を育成するとともに、新しい時代に向けた郷土芸能の創造活動等について支援します。	生涯学習課
少年教育講座事業 (子ども体験教室)	小学生を対象に、町内外の有志の皆さんの指導によるこども体験教室を行います。	生涯学習課
おもしろ科学教室	小学生を対象に、日常生活の中の科学への興味を育成する教室を開催します。	生涯学習課
邑楽町青少年健全育成推進大会	町内で活躍している青少年と青少年育成団体の活動事例を紹介し、町の青少年健全育成の一層の促進を図ります。	生涯学習課
移動図書館	移動図書館による学校巡回・団体貸出・司書による学校指導を通して、本に親しむ機会の充実に努めます。	生涯学習課
児童館	児童の自主性を重んじ、健全な遊びを通して、個別的・集団的に指導し、健康の増進と情操豊かに育つよう援助を行います。	子ども支援課
児童館での保護者ネットワークの形成	児童館活動を介してネットワークづくりを進め、悩み等の解決の場とします。	子ども支援課
青少年育成指導者の養成	青少年の健全育成を図るために必要な指導者を養成するための研修会を開催します。	生涯学習課
ジュニアリーダー養成研修会の開催	ジュニアリーダー養成研修会を開催し、レクリエーション大会やこども会等の指導者の養成を図ります。	生涯学習課
邑楽町ジュニアリーダーキャンプ	小学5年生～中学3年生で野外活動に取り組む意欲のある者を対象に、野外活動・レクリエーションを通じて地域の異年齢集団との連携・協調を深めます。また、仲間づくりの方法・環境保護の大切さ・野外活動の経験や技能の習得等を目指し自主的・創造的かつ実践的リーダーと成り得る青少年を育成します。	生涯学習課
山びこ（あいさつ一声）運動	毎月16日、各学校の校門に民生委員児童委員・青少年育成推進員等が行ってあいさつ運動を行います。	福祉介護課 生涯学習課 総務課
ドッチビー大会	町内の小学校を対象に、スポーツを通じて正しい社会観と健全な心身を培うとともに、相互の友情を深め、健全な児童・生徒を育成します。	生涯学習課
子どもまつり	高校生や社会人リーダー（邑楽町レクリエーションリーダーズクラブ）が主催するこどもまつりを行い、集団での遊びや野外活動の楽しさをこどもたちに伝えていきます。	生涯学習課
いじめ防止子ども会議	小・中学生による会議を行い、いじめの防止について自主的に考える場を提供します。	学校教育課

5 子ども・子育て家庭に対する経済的支援

事業名	事業内容	担当課
児童手当	次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資するため、児童手当を支給します。	子ども支援課
災害遺児手当	生計の中心者が交通事故等により死亡または重度障がいの状態になったとき、児童が義務教育修学中、その保護者に対して支給します。	子ども支援課
出産祝金	邑楽町に1年以上在住する者を対象に、子を出産した場合祝い金を支給します。	子ども支援課
要保護準要保護児童生徒援助	経済的理由により、義務教育を受けることが困難な児童生徒保護者の援助を行います。	学校教育課
多子軽減	保育園・認定こども園・学童クラブの利用にかかる保育料について、多子世帯保護者の援助を行います。	子ども支援課
高等学校等就学援助費	経済的理由により高等学校等に就学することが困難な生徒の保護者の援助を行います。	学校教育課
入学準備金貸付金	進学の意欲を有する者で経済的理由により就学困難な高校・大学等入学予定者の保護者に貸付けを行います。	学校教育課
奨学金貸付金	進学の意欲を有する者で経済的理由により就学困難な大学入学予定者又は在学中の者に貸付けを行います。	学校教育課
給食費の免除事業	町内に在住する3歳児以上の幼児が幼稚園・保育園・認定こども園で給食の提供を受けた場合において、その給食費の免除を行います。	子ども支援課 学校教育課

基本目標 2 保護者並びに乳幼児などの心身の健康の確保及び推進

1 こどもや母親の健康の確保

事業名	事業内容	担当課
新生児訪問指導 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後2か月以内に保健師が全戸訪問することにより、児の健康状態の把握と母親の育児不安の軽減や虐待予防を図ります。また、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、支援が必要な家庭に対し早期から関わり、適切なサービス提供につなげます。	健康づくり課
妊産婦健康診査・ 妊婦歯科健康診査	妊娠届出時に妊産婦健康診査受診票及び妊婦歯科健康診査受診票を発行し、妊娠及び産後の状態を的確に把握し、経済的条件等により、健康診査が受けられない人がいないよう努めます。また、妊娠中の異常の早期発見や胎児の健康状態の把握と産後の異常、特に産後うつ等の早期発見に努めます。	健康づくり課
新生児聴覚検査	妊娠届出時に新生児聴覚検査受診票を発行し、生後2か月未満の乳児を対象に、聴覚検査費用の一部を助成し、聴覚異常の早期発見・早期治療に努めます。	健康づくり課
産後ケア事業	生後12か月未満の赤ちゃんとその母親を対象に、助産師による授乳指導や育児相談、休養等のサポートを提供し、健やかに育児ができるよう支援します。	健康づくり課
不妊治療費助成事業	1年以上町内に住所を有する法律上の婚姻関係にある夫婦を対象に、不妊治療費の一部を助成し、経済的軽減を図り、少子化を抑制します。	健康づくり課
不育症治療費助成事業	1年以上町内に住所を有する法律上の婚姻関係にある夫婦を対象に、不育症治療費の一部を助成し、経済的軽減を図り、少子化を抑制します。	健康づくり課
母子健康手帳の交付	妊娠届出者に母子健康手帳を交付し、妊娠中の健康管理や出産後の母子保健サービス・母子健康手帳の活用方法を指導します。また、妊婦の健康相談を行い、不安の軽減及びリスクの高い特定妊婦を把握できるよう努め、健やかな妊娠期を過ごせるよう支援します。	健康づくり課
乳幼児健診	乳児期の1か月児健診、4か月児健診、10か月児健診で発達・発育の確認や疾病の早期の発見を図り、早期治療を促します。また、育児の相談を通して不安の軽減や育児支援に努めます。同時に母親の健康相談も行います。 1歳6か月児、2歳児、3歳児で発達・発育の確認や疾病の早期発見を行い、早期治療、療育を促します。食生活、生活習慣の自立を促し、育児の相談を通して不安の軽減を図り、育児支援に努めます。また、歯科健診及び歯磨き広場を実施し、希望者にフッ素塗布を行いむし歯予防に努めます。同時に母親の健康相談も行います。	健康づくり課
予防接種事業	感染予防、発病予防、重症化予防、感染症のまん延防止を目的に、予防接種を実施します。予防接種法に定められた定期予防接種の費用を全額公費負担することに加え、任意予防接種の接種費用を一部助成することで、経済的条件等により、予防接種を受けられない人がいないよう努めます。また、適切な時期に適切な接種ができるよう支援します。	健康づくり課
相談・指導機会の充実	保健センター等での健康相談や指導機会の充実を図り、出産や育児のための教室を開催します。	健康づくり課

2 食育の推進

事業名	事業内容	担当課
離乳食相談	4か月児～12か月児を対象に、昨今の育児環境、食事環境の変化に伴い、子ども達が心身ともに健やかに育つよう各月の月齢に合わせて離乳食を作り、指導を行います。	健康づくり課
「食育」の推進	幼稚園・保育園・認定こども園の園児を対象とし食物についての絵本や紙芝居を行います。また、その保護者を対象に、おたよりやレシビ等で情報を提供し、また親子で楽しむ食育プログラムで親子食育教室を開催し食育の推進を図ります。	健康づくり課
幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校を対象とした「給食訪問」等の実施	栄養教諭等による正しい食習慣や食品の主な働きなどをテーマに給食訪問等を実施します。	学校教育課

3 こどもの健康の確保と増進に向けた対策の充実

事業名	事業内容	担当課
思春期健康保健教育	学校と連携をとりながら、たばこ・酒類・薬物乱用等の健康障害教育や情報提供を行います。	学校教育課
家庭・学校でのきめ細かな見守りの推進	家庭と学校が連携し思春期のこどもの生活習慣、行動をきめ細かに見守り、問題の未然防止、発生初期の適切な対応を講じます。	学校教育課
地域での児童生徒声かけ運動	地域社会と児童・生徒が交流することによって児童・生徒の社会性を向上し、いじめ等の防止と、地域での児童の安全を図ります。	学校教育課
児童の家庭訪問	いじめ、不登校になっている児童の家庭に学校職員、民生委員・児童委員、児童福祉関係者が訪問し、相談等に対して対応を行います。	学校教育課 健康福祉課
子どもの人権や権利の啓発	町広報紙等によって、こどもの人権や権利の啓発を行います。	住民保険課
子どもの権利等に関する相談窓口の充実	こどもの人権や権利に関する相談窓口等の充実を図ります。	住民保険課
生涯スポーツ指導者の養成	スポーツ指導者の各種講習会への参加により、指導者資格の取得促進を図ります。	生涯学習課
スポーツ教室・講習会の開催	子ども達や親子を対象としたスポーツ教室等の開催により、スポーツに親しむ場を提供し、個々に応じた基礎を培い、健康と体力の増進を図ります。	生涯学習課
スポーツ団体の育成・支援及び情報提供の充実	体育協会・スポーツ少年団の育成・支援及び情報提供の充実を図ります。	生涯学習課
相談・指導体制の充実	各種スポーツ指導者の登録を整備し、スポーツ相談体制の充実を図ります。	生涯学習課
スポーツ少年団活動の推進	スポーツを通して、青少年の体と健全な心を養い、互いに研磨し合う環境を育てるためのスポーツ少年団活動を推進します。	生涯学習課

4 小児医療の充実

事業名	事業内容	担当課
福祉医療費支給 (子ども)	高校生世代までの児童が医療を受けた場合に、保険診療の自己負担分を助成します。	住民保険課
小児慢性特定疾患 見舞金	小児慢性特定疾患医療費を受給している方に月額3,000円を年2回に分けてまとめて支給します。	福祉介護課
未熟児養育医療	入院加療を必要とする未熟児(1歳未満)に対して、指定医療機関における保険診療の自己負担分を全額助成します。	住民保険課 健康づくり課

基本目標 3 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

1 児童虐待防止対策の充実

事業名	事業内容	担当課
各種母子保健事業による早期発見・予防	診察時の身体状況の確認や親子関係の状況把握により、支援が必要な家庭の早期発見・対応を実施します。また、相談や情報交換の場としても活用します。早期に育児不安の解消を図り虐待の予防を図ります。	健康づくり課
幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校での虐待対応の強化	幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校での児童の見守りを通して、虐待の早期発見と関係機関と連携した対応を強化します。	子ども支援課 学校教育課
県等と連携した虐待防止のネットワークの強化	虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童を早期に発見し、適切な支援を行うため、邑楽町要保護児童対策地域協議会を設置しました。これにより、関係機関の連携や支援体制の検討を図り、妊娠期から子育て期までの継続支援を可能とすることで、児童虐待防止等の強化に努め対応します。	子ども支援課

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業名	事業内容	担当課
児童扶養手当（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等に対し、その所得に応じ手当を支給します。	子ども支援課
福祉医療費支給（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等の児童が医療を受けた場合に、保険診療の自己負担分を助成します。	住民保険課
入学支度金支給	ひとり親家庭等の児童が小・中・高へ入学する際に支度金を補助します。	子ども支援課

3 障がい児施策の充実

事業名	事業内容	担当課
障害児通所支援	未就学児や就学児で障がいがある児童に集団生活や社会生活の体験を通して療育を行います。	福祉介護課
福祉医療費支給 (重度心身障がい児)	重度心身障がい児が医療を受けた場合に保険診療の自己負担分を助成します。	住民保険課
特別児童扶養手当	心身に障がいがある児童を監護、養育している保護者に、障がいの程度に応じた手当てを支給します。	子ども支援課
心身障がい児 生活サポート	介護を行う保護者が一時的に介護できない場合、町登録介護者または県登録 24 時間対応サービスステーションがサポートを実施します。	福祉介護課
交流及び共同学習 の推進	通常学級の児童・生徒と特別支援学級の児童・生徒、特別支援学校の児童生徒との交流及び共同学習を推進し、障がいへの理解や、思いやりのある人間の育成を図ります。	学校教育課
早期療育体制の充実	障がいがある乳幼児の早期発見と、療育体制の充実を図ります。	福祉介護課
レスパイトサービスの 整備	障がいのあるこどもをもつ親が必要なときに利用できる一時保護体制を確保し、保護者の生活の安定と在宅障がい児童の生活支援に努めます。	福祉介護課

4 こどもの貧困対策の推進

事業名	事業内容	担当課
就学援助	学校教育活動において、経済的に支障をきたしている小・中学生の保護者に対して、給食費・学用品費等を支給します。また、特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に対して所得額に応じて、給食費・学用品費等の一部を支給します。	学校教育課
自立相談支援事業	生活困窮者が生活保護に至る前に、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談を実施します。	福祉介護課
子ども食堂の推進	地域のボランティアや民間団体などが、主にこどもや親子に無料又は安価で食事を提供する子ども食堂を推進します。	福祉介護課 子ども支援課
学習支援事業	学習の機会に恵まれない生活困窮世帯のこどもに対し、学習の場や機会を提供し、学力向上や家庭学習の習慣づけ、高等学校への進学を支援することにより貧困の連鎖を防止します。	福祉介護課 子ども支援課

基本目標 4 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

1 次代の親の育成

事業名	事業内容	担当課
思春期における乳幼児とのふれあい体験学習	小学校高学年から中学生を対象に乳幼児とふれあい、こどもへの理解を深めます。また、乳幼児を持つ保護者に育児についての話を聞くことにより、命の尊さを理解し、母性、父性の育成を図ります。	健康づくり課
幼稚園・保育園・認定こども園での小・中学生・高校生の交流実施	小さいこどもと接する機会の少なくなったこどもたちを、幼稚園・保育園・認定こども園に受け入れ、一緒に遊び、生活をする中でふれあい交流を実施します。	子ども支援課
福祉施設訪問による体験活動の推進	各教科・領域の特質を生かしながら、福祉体験活動を推進します。	学校教育課

2 こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

事業名	事業内容	担当課
学習指導方法改善	ティームティーチングの充実、外部からの指導者の受け入れ、インターネットの活用など、個々の児童・生徒の実態に応じたきめの細かな学習指導方法を工夫します。	学校教育課
国際理解教育の推進	英語教育の充実、イングリッシュ・イベント、小学校での英語に親しむ学習の推進などを通し、国際社会の一員として行動できる児童・生徒を育成します。 また、グローバルな子どもの育成に向けて、各小・中学校へのALT配置を継続し、英語検定料助成金を交付します。	学校教育課
情報教育の推進	コンピューター活用能力の向上を図り、情報を主体的に選択するなど情報技術（IT）の進展に対応できる能力と態度を育成します。 特に、セキュリティポリシーやスマートフォンの安全な使い方についての指導の推進を図ります。	学校教育課
環境教育の推進	環境への理解を深め、環境を大切にする姿勢を育て、よりよい環境の創造のために主体的に行動できる児童・生徒を育成します。	学校教育課
福祉教育の推進	福祉社会の実現を目指し、共に豊かに生きていこうとする力や、社会福祉に関する問題を理解し、解決する力を育成します。	学校教育課
進路指導の充実	自らの生き方を主体的に考え、将来に対する目的意識を持って、自分の意思と責任で進路を選択することができるよう、指導を充実します。	学校教育課
命の講座	専門家による具体的な講話を聞き、命を大切にするこどもを育成し、親子のよりよい関係を再構築する機会を醸成します。	学校教育課

3 家庭や地域の教育力の向上

事業名	事業内容	担当課
保護者との懇談会	幼稚園・保育園・認定こども園入所の保護者を対象に、個別懇談会、グループ懇談会、保育参観、連絡帳等を通して、こどもの発達や育児の相談を行います。	子ども支援課
ふれあい教室	全妊婦とその夫を対象に、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を講話やビデオ、実習を通して普及し、母性及び父性の意識の育成を図り、仲間づくりの場を提供します。	健康づくり課
学校・家庭・地域連携協力推進事業	地域と学校が協力し、町内小学校を活動拠点に、放課後子ども教室や地域学校協働活動などを実施し、文化活動やスポーツ体験を通して、地域住民との交流、学校が抱える社会的課題の解決を図ります。	生涯学習課 学校教育課
子育てサークル育成支援	子育てひろば修了者の自主サークル化を支援し子育て家庭同士の交流の促進、保護者のストレス解消、支え合い助け合う温かな地域社会づくりを進めます。	生涯学習課

4 こどもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	事業内容	担当課
青少年健全育成事業	学校の春・夏・冬休み期間中に青少推によるパトロールを実施し、青少年対策に関する住民の啓発、青少年問題に関する調査研修を行い、青少年の健全育成と安全を図ります。	生涯学習課

基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し

事業名	事業内容	担当課
企業への啓発	労働基準法等の労働関係法や社会情勢などについて、正しい理解と認識を高めるため、啓発活動を推進します。	商工振興課
女性の就業機会の拡大や労働条件、労働環境の整備促進	労働者及び企業に対して子育てと仕事の両立支援に向けた啓発活動を推進します。	商工振興課
一般事業主行動計画の支援について	企業の事業主が従業員の仕事と家庭の両立を図るための「一般事業主行動計画」を策定する場合等に、必要に応じて情報提供を行います。また企業内保育園等の施設設置を計画する場合、県との調整を図ります。	子ども支援課
人権啓発活動推進事業	職場での男女差別や嫌がらせ・夫の暴力など、女性に対するさまざまな人権問題に対して、講演会等を通して、啓発や理解を図ります。	住民保険課

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

事業名	事業内容	担当課
父親への育児啓発の推進	家庭教育等の講座を通し、父親の子育てへの参加を促進し、子育てに携わる父親のための、子育てセミナー等を開催します。	生涯学習課
企業に対する子育て支援の働きかけ	こどもが病気等になったときの有給休暇の取得や、育児休暇取得に向けた働きかけを行います。	商工振興課

基本目標 6 こどもの安全の確保

1 こどもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	事業内容	担当課
交通安全教室	幼稚園・保育園・認定こども園の園児を対象に、交通安全教室を開催し、こどもたちの交通事故の防止に努めます。	総務課
自転車教室	各小学校において自転車教室等の交通安全指導を行います。	総務課
自転車指導	各中学校において、自転車乗車時のヘルメット着用及び無灯火等の注意を呼びかけ、安全な運転について指導を行います。	総務課
交通安全施設整備事業	道路反射鏡等の道路交通安全施設を設置し、道路交通安全を図ります。	総務課
通学路の交通安全の推進	学校・自治会等が抽出した危険箇所について、邑楽町通学路安全推進会議（教委・道路管理・警察）が合同点検を行い、対策の検討・実施及び対策効果の把握・検証を行い、継続的に安全性の向上を図ります。	総務課 建設環境課 学校教育課
あいさつ運動	各学期（3学期はやまびこ運動と合わせて行うこともある）、各学校の校門に民生委員・児童委員があいさつ運動を行います。	福祉介護課

2 こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名	事業内容	担当課
防犯パトロール事業	小・中学生・高校生の下校時の安全確保と、地域住民の防犯を兼ねたパトロール等を実施します。	総務課
防犯灯設置	夜間の犯罪と事故防止のため防犯灯設置をしています。	総務課
防犯情報の提供	安全で安心なまちづくりのため、不審者や防犯情報を「おうらお知らせメール」で配信し、注意を促します。	総務課
児童安全の家の設置「子供安全協力の家」	不審者等から声を掛けられたときに逃げ込める家を、地域と連携・協力し設置を図ります。	学校教育課
「おぜのかみさま」運動の推進	こどもたちをインターネット等による被害から守ることを目的とした「おぜのかみさま」運動の普及を推進し注意を促していきます。	生涯学習課

基本目標 7 子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅及び居住環境の整備

事業名	事業内容	担当課
公営住宅管理事業	低所得で住宅に困窮する人に対し、住宅を提供します。	建設環境課
環境の保全	こどもたちが安心して安全な生活ができる環境の保全を図ります。	総務課

2 安全な道路交通環境の整備

事業名	事業内容	担当課
町道整備事業 (交通安全施設整備事業)	交通弱者が安心して安全に移動できる交通安全施設(歩道等)の整備を推進します。	建設環境課

3 安心して外出できる環境の整備

事業名	事業内容	担当課
公園の安全で安心な整備	遊具の定期点検による不良箇所を修繕し、安心して遊べる遊具や場所の確保を図り、健康な体力づくりや社会への順応性を伸ばす安全で安心な憩いの場所の提供を行います。	建設環境課

第1節 計画の推進体制

計画期間中は、子ども支援課が事務局となり、「邑楽町子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課、町民や各種団体・関係機関等と連携し、計画の進行を管理していきます。計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、施策・事業の実績などを用いて実施し、取り組みの改善につなげていきます。

5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

第2節 計画の周知及び広報

本計画の趣旨は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するとともに、町民や職域などそれぞれが協働し、地域一丸となって子育てを支えるまちづくりを目指すものです。

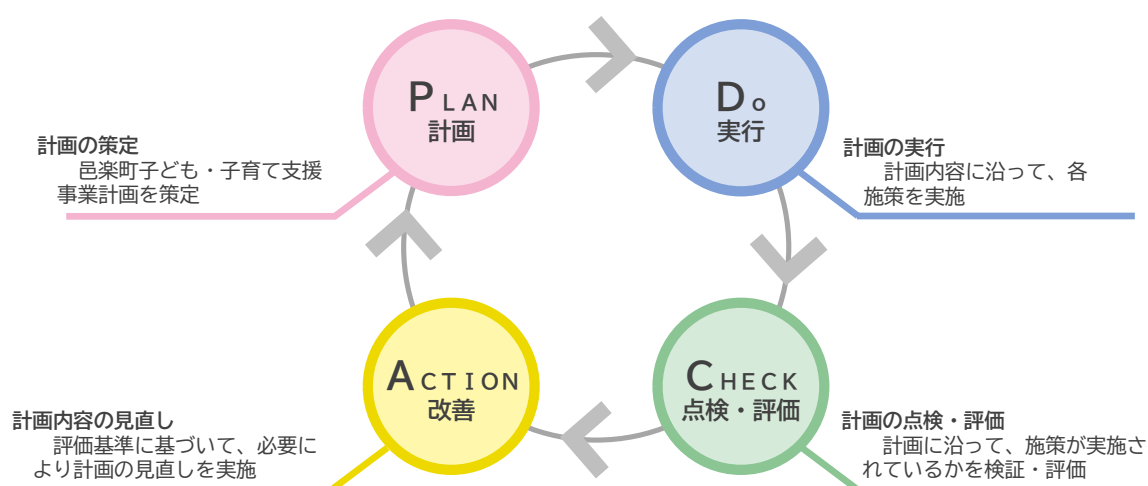
本計画が町民に開かれたものとなり、子ども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、本計画の内容については、町のホームページ、広報紙等を通じて広く周知します。

第3節 計画の進捗管理と点検・評価

本計画の実効性を担保するため、計画推進の実施状況を把握・点検・評価し、その結果を以降の計画推進に反映させていくことが大切です。

そこで、計画期間中は、子ども支援課が事務局となり、「邑楽町子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課、町民や各種団体・関係機関等と連携し、計画の進行を管理していきます。

また、PDCAサイクル（Plan[計画]→Do[実行]→Check[評価]→Action[見直し]）に基づき、施策・事業の実績などを用いて、計画推進状況を把握・点検するとともに、計画の主人公である「こどもたちの声」や「子育て家庭の声」を中心に、多くの住民の声が生かせるよう広報やホームページなどを活用した意見の収集に努め、本計画の評価、改善を継続的に進めます。





第3期邑楽町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発 行 邑楽町
編 集 邑楽町 子ども支援課
住 所 〒370-0692
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570 番地 1
T E L 0276-47-5044 (直通)
F A X 0276-88-3247

